

がいこくじんしみん
外国人市民のための
せいかつ
生活ガイドブック



にほんご



れいわねんねんがつ
令和7年(2025年)10月



◆◆◆ もくじ ◆◆◆

ひろしま
ようこそ広島へ

1 緊急時の電話番号

- 1-1 火事・救急・救助
1-2 交通事故・事件(犯罪)

1

2 日常生活について

- 2-1 ごみの出し方
2-2 水道・下水道・電気・ガス
2-3 住宅
2-4 郵便
2-5 交通ルール

2

3 暮らしのために必要な手続き

- 3-1 外国人市民のための制度
3-2 住所に関する手続き
3-3 こどもが生まれた/誰かが亡くなった/結婚した/離婚した
3-4 医療保険
3-5 介護保険
3-6 年金
3-7 税金
3-8 帰国するときや、日本国外へ引っ越しをするときに必要な手続き

9

9

10

12

15

17

18

19

22

25

4 暮らしのサポート

- 4-1 病気やけがのとき(病院・診療所)、感染症を予防する
4-2 健康・福祉
4-3 育児(こどもを産んで育てる)
4-4 教育
4-5 仕事
4-6 お金に困ったとき

25

27

28

29

31

32

5 日本語を勉強したいときは

33

6 防災情報

39

7 役に立つ相談・案内窓口

42

- 7-1 相談窓口
7-2 市の機関
7-3 外国公館、国際機関など
7-4 休日・夜間の救急医療
7-5 その他

42

46

51

53

54

8 生活の中で見る主な標識など

56

9 家庭ごみの正しい出し方

58

10 外国人市民のための緊急・救急カード

65

ようこそ広島へ

国際平和文化都市 広島へようこそ

このガイドブックは、広島市で暮らすことになった外国人の皆さんそのためのものです。
生活に役立つ救急・防災情報、暮らしに必要な手続などが書いてあります。
日本語がよくわからない人は、「広島市・安芸郡外国人相談窓口」(TEL 082-241-5010)を使ってください。
広島市で生活を始めた人には、相談窓口の相談員が、広島市でのあたらしい生活について説明します。説明を希望する人は、相談窓口に予約をしてください。
皆さんの広島市での生活がよりよいものとなりますよう願っています。



これは、広島市のマーク（市章）です。

このマークがあるお知らせを受け取ったら、必ず内容を確認してください。

1 緊急時の電話番号

1-1 火事・救急・救助

火事や救急（急な病気やけが）・救助（災害などのときに助けが必要なとき）で、救急車や消防車を呼ぶときは、「119」に電話します。

以下のことを伝えてください。

- ① 火事か救急か
- ② 住所や場所をわかりやすく、目標をはっきりと
- ③ 「119」に電話した人の名前・電話番号

119



救急車は無料ですが、軽い病気やけがの場合は使うことができません。
救急車を呼ぶべきか、自分で病院へ行ったほうがよいか、どの病院に行けばよいか、わからぬときは、救急相談センター（TEL #7119又は082-246-2000）に電話をかけてください。看護師などがアドバイスします。

1-2 交通事故・事件（犯罪）

交通事故や事件（犯罪）があったときは、「110」に電話します。

以下のことを伝えてください。

- ① 交通事故か事件か
- ② いつ、どこで
- ③ 何があったか
- ④ けが人はいるか
- ⑤ 「110」に電話した人の名前・電話番号

110



けが人がいて救急車を呼ぶ場合は、「119」に電話します。

2 日常生活について

2-1 ごみの出し方

(1) ごみの分別

家庭から出るごみは、以下の8種類に分けて出してください。

- ① 可燃ごみ
- ② ペットボトル
- ③ リサイクルプラ (容器包装プラスチック)
- ④ その他プラ (容器包装以外のプラスチック)
- ⑤ 不燃ごみ
- ⑥ 資源ごみ
- ⑦ 有害ごみ
- ⑧ 大型ごみ



詳しいことは、「家庭ごみの正しい出し方」(P58) を見てください。

広島市ホームページにも載っています。家庭ごみの出し方は、日本語のほか、英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、フィリピノ語、ベトナム語でも見ることができます。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/gomi-kankyo/1021277/1003072/1026095/1026096/1003182.html>



(2) ごみの収集

ごみは、収集日の朝8時30分までに、決められた場所に出てください。「収集日」とは、ごみを出すことができる日のことです。

ごみを出す場所は、近所の人や環境事業所 (P50) に聞いてください。

ごみの収集日は、ごみの種類や住んでいる地区ごとに決まっています。

詳しいことは、広島市のホームページを見てください。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/gomi-kankyo/1021277/1003072/1036671/index.html>



(3) 大型ごみの出し方 (有料)

30cm以上の大きいごみは、大型ごみです。大型ごみをするときは、お金がかかります (有料)。

大型ごみを出す前に、大型ごみ受付センターに予約をしてください。

① 電話で予約をする (オペレーターは日本語のみ)

TEL 0570-082530 (携帯電話各社の通話料金定額プランの対象外です。)

TEL 082-544-5300

予約期限：住んでいる地区の収集日の前日から休みを除いて数えて3日前まで

② インターネットで予約をする

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/gomi-kankyo/1021277/1003072/1026095/1026097/1003173.html>

予約期限：住んでいる地区の収集日の前日から休みを除いて数えて5日前まで



大型ごみ受付センターの休み：土曜日、日曜日、祝日等、年末年始、8月6日

大型ごみを出すために必要なお金の払い方など、詳しいことはP62を見てください。

2-2 水道・下水道・電気・ガス

(1) 水道・下水道



① 水道を使い始めるとき・止めるとき

3~4日前までに、広島市水道局の「引越お客様さま受付センター」に連絡してください。また、水道局ホームページからも申し込みができます。

TEL 082-511-5959 FAX 082-228-8861

<https://www.water.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/5/401.html>



② 水道料金・下水道使用料のことが聞きたい

水道料金については、住んでいる区の水道局営業所 (P50) に聞いてください。

下水道使用料については、広島市下水道局管理課 (TEL 082-241-8258) に聞いてください。

(2) 電気

① 電気を使い始めるとき・止めるとき

中国電力 (中国電力以外の電力会社の場合は、各会社へ問い合わせてください。)

住んでいる地域	TEL	事業所名称
中区・東区・南区・西区	0120-297-510	広島統括セールスセンター
安芸区	0120-525-079	広島北セールスセンター
安佐南区・安佐北区	0120-516-830	廿日市セールスセンター
佐伯区	0120-517-270	

② 停電のとき

中国電力ネットワーク

住んでいる地域	TEL	事業所名称
中区・東区・南区・西区	0120-748-510	広島ネットワークセンター
安芸区	0120-525-089	広島北ネットワークセンター
安佐南区・安佐北区	0120-516-850	
佐伯区	0120-517-370	

(3) ガス

都市ガスを使い始めるとき・止めるとき、ガス機器の故障のとき

広島ガスお客様センター（広島ガス以外のガス会社の場合は、各会社へ問い合わせてください。）

TEL 0570-002-888 又は 082-251-2176

ガス漏れのとき

広島ガス保安指令センター TEL 082-251-3219

※ 広島ガスでは、通訳センター・モバイル端末により、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タイ語で話ができます。

プロパンガスは、各地域の販売店に連絡してください。販売店は不動産会社又は広島ガスプロパン（TEL 082-821-3634）に確認してください。

2-3 住宅



(1) 住宅の探し方

一般的には、不動産業者を通して探します。大学の留学生には、大学が情報を提供してくれることもあります。

住宅を借りる場合は、賃貸借契約を結びます。一般的には、「保証人」が必要であり、礼金、敷金といった日本独特の制度が含まれています。詳しいことは、不動産業者や大学に聞いてください。
住むところが決まったら、住民登録をしてください (P10)。

広島市住まい探しの協力店一覧

外国人が住むところを探しやすいように、協力してくれる不動産業者の一覧があります。一覧は、広島市ホームページに掲載しています。
詳しいことは広島市ホームページ「住まい探しでお困りの方へ：1 住まい探しの協力店一覧」を見てください。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/sumai/1021354/1018601.html>



市営住宅

次に当てはまる人は、市営住宅の入居申込みができます。

① 広島市に住民登録を行い市内に住んでいる人で、世帯構成や収入などの要件を満たしている。

② 広島市内で働いている人で、世帯構成や収入などの要件を満たしている。

定期公募（2・5・8・11月の年4回募集）と常時公募があります。

詳しいことは、住んでいる区の区役所建築課 (P46) に聞いてください。

(2) 住まい方のルール

生活騒音

じゅうたくち きょうどうじゅうたく へ や おと となり へ や き
住宅地や共同住宅では、あなたの部屋の音が隣の部屋に聞こえてトラブルになるかもしれません。

おお おと とく よろおぞ あさはや じかん ちゅうい
大きな音をたてないようにしてください。特に、夜遅くや朝早い時間には注意してください。

たと つぎ おと そうおん
例えれば、次のような音が「騒音」になってしまふかもしれません。

おと がつき おと おおごえ かいわ そ うじき せんたくき おと
テレビ・ラジオなどからの音、楽器の音、大声での会話、掃除機や洗濯機の音、
ふろ おと あし おと
シャワーやお風呂の音、ドアの開け閉めの音など

集合住宅の共有部分の使い方

かいだん ろうか きょうゆうぶぶん じしん かじ きょうゆうぶぶん ひなんつうろ つか
階段や廊下は共有部分です。地震や火事のとき、これらの共有部分は避難通路として使わ
れるので、あなたの物を置いてはいけません。

(3) 町内会・自治会

ちょうないかい じちかい す め ちいき す ひと きょうりょく
町内会や自治会は、住みやすいまちを目指して、地域に住んでいる人たちが協力し、さまざまな活動をするための集まりのことをいいます。町内会に入ると、地域のイベントなどの情報をることができます。また、災害時など、いざというときの助け合いにもつながります。

ちょうないかい はい ひと す ちいき ちょうないかい じちかい やくいん くみちょう はんちょう かいちょう
町内会に入りたい人は、住んでいる地域の町内会・自治会の役員（組長、班長、会長など）か、住んでいる区の区役所地域起こし推進課（P46）に聞いてください。

(4) ペットの飼い方

① 登録（生涯に1回のみ）

にちれいじょう いぬ か ひと いぬ とうろく どうぶつあいご
91日齢以上の犬を飼っている人は、犬を登録しなければなりません。動物愛護センターか、
どうぶつびょういん とうろく てつづき とうろく いぬかんさつ い か ばあい どうぶつ
動物病院で登録の手続をします。登録をすると、犬鑑札がもらえます。以下の場合には、動物
あいご とど で
愛護センターに届け出てください。

- 所有者や住所の変更があったとき
- 犬が死んだとき
- 犬が人を咬んだとき



② 狂犬病予防注射（年に1回）

いぬ か ひと いぬ きょうけんびょうよば うちゅうしゃ う しゅうごうちゅうしゃ
犬を飼っている人は、犬に狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。集合注射
かいじょう まいとし がつ がつ どうぶつびょういん きょうけんびょうよば うちゅうしゃ
会場（毎年4月から5月まで）か動物病院で狂犬病予防注射をします。

きょうけんびょうよば うちゅうしゃ う きょうけんびょううちゅうしゃずみひょう
狂犬病予防注射を受けると、狂犬病注射済票がもらえます。

いぬかんさつ きょうけんびょううちゅうしゃずみひょう いぬ くびわ
犬鑑札と狂犬病注射済票は、犬の首輪などにつけなければなりません。

③ 犬や猫のマイクロチップ装着について

令和4年(2022年)6月1日から、ペットショップやブリーダーなどで販売されている犬や猫には、マイクロチップを装着することが義務となりました。つまり、ペットショップやブリーダーから購入した犬や猫には、マイクロチップが初めから装着されています。そのため、ペットショップやブリーダーから購入した犬や猫の飼い主となった人は、マイクロチップの情報を飼い主の情報に変更する登録が必要になります。

また、マイクロチップを装着していない犬や猫をもらったり、拾ったりして飼い始めた人が、動物病院などでマイクロチップを装着したときも、飼い主の情報の登録が必要です。

問い合わせ：動物愛護センター

広島市中区富士見町11-27 TEL 082-243-6058

2-4 郵便



郵便局では、郵便業務だけでなく貯金や保険に関する業務を行っています。
住所が変わったときには、郵便局に転居届を提出してください。1年間は、前の住所での郵便物も新しい住所に配達されます。

お客様サービス相談センター

TEL 0120-23-2886 (携帯電話から電話をすることができません。)

携帯電話から電話をするとときは TEL 0570-046-666 英語は TEL 0570-046-111

郵便や荷物に関する問合せ：毎日8:00～21:00

※ 英語の郵便案内ホームページ ➔ https://www.post.japanpost.jp/index_en.html



2-5 交通ルール

日本では、歩行者は右側通行、自動車・オートバイ・自転車は左側通行です。横断歩道では歩行者優先です。



(1) 自転車

- 自転車に乗るときは、次の5つの安全ルールを守ってください。

① 自転車は原則として車道を走り、車道の左側を走ってください。歩道を走るときは、歩いている人を優先してください。

② 交差点では信号を守り、いったん止まって、安全を確認してください。

③ 夜はライトをつけてください。

④ 酒を飲んで自転車に乗ってはいけません。

⑤ 自転車を乗るときはヘルメットをかぶってください。

自転車に乗るとき、ヘルメットをかぶることが「努力義務」となっています。

また、大人用の自転車に取り付けた幼児用の座席に、小学校に入る前までのこども

の乗せるときは、こどもにシートベルトをつけること、ヘルメットをかぶらせること

も「努力義務」となっています。

- 自転車損害賠償保険等（「自転車保険」）に加入してください。

広島県の条例で自転車保険への加入が「義務」となっています。

※ただし、未成年者は除きます。

- 次のことにも気を付けてください。

① イヤホンやヘッドホンなどを付けて大きな音で音楽を聴きながら、自転車に乗ることは禁止されています。

② 携帯電話をかけながら、自転車に乗ってはいけません。

③ 原則として二人乗りをしてはいけません。

④ 横に並んで走ってはいけません。

自転車は定期的に点検と整備をし、安全な運転を心がけてください。



メモ 自転車などの放置禁止

自転車やオートバイを駐輪する時は、駐輪場を使ってください。

自転車やオートバイの放置は、歩行者の障害になるだけでなく、交通事故の

原因や緊急時の活動の支障となります。

右の標識のあるところに放置されている自転車・オートバイは、即時撤去の

対象になります。

撤去した自転車などは自転車等保管所で保管します。引き取りに行ってください。



にち 日	じ 時	まいにち じ ぶん じ しゅくじつ がつ にち がつみっか のぞ 毎日10時30分～19時 (祝日と12月29日から1月3日までを除く。)
ひ 費	よう 用	じてんしゃ えん げんどうきつきじてんしゃ いか いか えん 自転車 2,200円、原動機付自転車 (125cc以下かつ4.0kW以下) 4,400円、 じどうにりんしゃ えん 自動二輪車 5,500円
ひつよう 必要なもの		みぶんようめいしょ めんきょしょう がくせいしょう けんこうほけんしょう ほんにん かくにん カギ、身分証明書 (免許証、学生証、健康保険証など本人の確認ができるもの)

保管期間は1か月です。これを過ぎても引取りのない場合は、市において処分します。



(2) 自動車・オートバイ

- 日本で車やオートバイを運転できる人は、次の①、②、③のどれかを持っている人です。②と③の運転免許証で運転できるのは、長くて1年です。
 - 日本の運転免許証
 - 道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）に基づく国際運転免許証
 - 日本で運転できる国や地域で発給された運転免許証と、それを大使館や領事館などで日本語に翻訳した書類（現在は、スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾が対象です。）
- 自動車やオートバイを運転するときは、運転免許が必要です。運転免許証を持っていないとき（家に忘れたときなど）は、運転してはいけません。
- 自動車は、全ての座席でシートベルトを着用しなければなりません。
- 6歳未満のこどもを自動車に乗せるときは、チャイルドシートを使用しなければなりません。
- オートバイに乗るときは、ヘルメットを着用しなければなりません。
- 携帯電話を使用しながらの運転や酒を飲んで運転することは禁止されています。特に、酒を飲んで運転すると厳しく罰せられます。絶対にしてはいけません。

(3) バス・電車など

バスや電車などの公共交通機関では、以下のマナーに気を付けてください。

- バスや電車などを待つときは、順番に並んでください。先に待っている人に割り込んではいけません。
- 車内でたばこを吸ってはいけません。
- 車内で電話するのは控えてください。
- 車内で大きな音で音楽を聴くのは控えてください。



3 暮らしのために必要な手続

3-1 外国人市民のための制度

在留管理制度		日本に中長期間 (3ヶ月を超えて) 在留する外国人が対象
<p>(1) 在留カード</p> <p>在留カードは、上陸許可など、在留に関する許可に伴って交付されるものです。氏名、生年月日、居住地、国籍・地域のほか、在留資格、在留期間などが記載され、顔写真が貼られています。</p> <p>在留カードをなくしたり、とても汚れたりしたときは、出入国在留管理局に申請してください。新しいものがもらえます。</p> <p>※ パスポートをなくしたときは警察で「遺失届出証明書」(遺失届)をもらってください。それを持って、自分の国の大使館や領事館に行くと、もう一度パスポートを作ってもらえます。</p>		
<p>(2) 在留に関する手続【広島出入国在留管理局での手続】</p> <p>① 氏名、生年月日、性別、国籍・地域などを変更したとき 変更した日から14日以内に、次の書類を持って届け出してください。</p> <p>【必要な書類】パスポート、写真、在留カード、変更した事実がわかる資料</p> <p>② 在留資格に基づく活動を変更、又は在留期間が満了するとき 在留資格変更申請や在留期間更新許可申請をしてください。</p> <p>【必要な書類】パスポート、写真、在留カード、所定の資料</p>		
<p>広島出入国在留管理局 ひろしまけんひろしましなかくかみはっちょうばり 広島県広島市中区上八丁堀2-31 TEL 082-221-4412</p>		
<p>特別永住者制度 特別永住者の人は、在留管理制度とは別の制度になります。</p> <p>① 特別永住者証明書 特別永住者の人には特別永住者証明書が交付されます。 特別永住者証明書には、氏名、生年月日、居住地、国籍・地域のほか、有効期間満了日などが記載され、顔写真が貼られています。 外国人登録証明書を持っている16歳未満の人は、16歳の誕生日までに特別永住者証明書に切り替えてください。</p> <p>特別永住者証明書をなくしたり、とても汚れたりしたときは、区役所に申請してください。新しいものがもらえます。</p>		

(2) 特別永住者に関する手続【住居地の市区町村での手続】

① 氏名、生年月日、性別、国籍・地域を変更したとき

変更した日から 14日以内に、次の資料を持って届け出てください。

【必要な書類】パスポート（持っている人のみ）、写真、特別永住者証明書、変更した事実が分かる資料

② 特別永住者証明書の有効期間が満了するとき

特別永住者証明書の有効期間が経過する前に、次の資料を持って届け出てください。

【必要な書類】パスポート（持っている人のみ）、写真、特別永住者証明書

みなし再入国許可の制度

以下の場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。

• 有効なパスポートと在留カードを持っている外国人

… 出国の際に、出国後1年以内に再入国する意図を表明する場合

• 有効なパスポートと特別永住者証明書を持っている特別永住者

… 出国の際に、出国後2年以内に再入国する意図を表明する場合

在留管理制度・特別永住者制度についての問合せ先

がいこくじんざいりゅうそうごう

外国人在留総合インフォメーションセンター

うけつけじかん げつようび きんようび

受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15

やす どようび にちようび しゅくじつ がつ にち がつみつ か

休み：土曜日・日曜日、祝日、12月29日～1月3日

でんわ かいがい

TEL 0570-013904 (IP電話・海外からは 03-5796-7112)

3-2 住所に関する手続

ちゅうちょうきざいりゅうしゃ とくべついじゅうしゃ ひと じゅうみんとうろく ひつよう
中長期在留者や特別永住者の人は、住民登録が必要です。

(1) 日本に住み始めるとき（中長期在留者）

す す はじ ちゅうちょうきざいりゅうしゃ
住むところが決まったら、14日以内に、在留カードを持って、住んでいる区の区役所市民課又は
しゅっちょうしょ じゅうしゃ とど で
出張所（P46）に住所を届け出てください。

ざいりゅう ひと も とど で
在留カードをまだもらっていない人は、パスポートを持って届け出てください。



(2) 引っ越しをするとき

① 広島市から他の市区町村へ引っ越しをするとき

す す く く やくしょし みん かまた しゅっちょうしょ とど で てんしゅつとどけ
これまで住んでいた区の区役所市民課又は出張所（P46）に届け出てください（転出届）。

てんしゅつしょめいしょ わた

転出証明書を渡しますので、なくさないようにしてください。

ご じゅうしゃ か ひ か い な す しゅくちょうson とど で
その後、住所を変えた日から 14日以内に、これから住む市区町村に届け出てください
てんにゅうとどけ
(転入届)。

【必要な書類】在留カード又は特別永住者証明書(世帯全員分)、転出証明書、

マイナンバーカード(持っている人)

- 電子証明書が使えるマイナンバーカードを持っている人は、オンラインで転出届を届け出ることができます。詳しいことは、今まで住んでいた区の区役所市民課又は出張所(P46)に聞いてください。

② 広島市内で引っ越しをするとき

住所を変えた日から14日以内に、これから住む区の区役所市民課又は出張所(P46)に届け出てください(転居届)。

【必要な書類】在留カード又は特別永住者証明書(世帯全員分)、マイナンバーカード(持っている人)

メモ① 住民票

住民登録をすると、住民票の写しをもらえるようになります(有料)。

住民票の写しがほしい人は、区役所市民課又は出張所(P46)に申請してください。

住民票の写しは、広島市内どこの区役所市民課又は出張所(P46)でも申請できます。

電子証明書が使えるマイナンバーカードを持っている人は、コンビニなどでも住民票の写しをもらうことができます。区役所市民課や出張所(P46)の窓口でもらうより、100円安くもらうことができます。



メモ② マイナンバー

マイナンバーは、住民票を持つ全ての人、一人一人が持つ12桁の番号です。

住民登録をすると、マイナンバーのお知らせが届きます。そこに、あなたのマイナンバーが書かれています。

マイナンバーが書いてある、顔写真付きの「マイナンバーカード」を作ることができます。

詳しくは、住んでいる区の区役所市民課又は出張所(P46)に聞いてください。

メモ③ 児童手当

0歳から高校生年代まで(18歳の誕生日から最初の3月31日まで)のこどもを育てている人は、児童手当がもらえます。まだもらっていない人、広島市の外から引っ越してきた人は、手続をしてください。詳しいことは、住んでいる区の区役所福祉課(P47)に聞いてください。

3-3 こどもが生まれた／誰かが亡くなった／結婚した／離婚した

こどもが生まれたときや誰かが亡くなったとき、結婚・離婚したときは、本国への手続が必要な場合があります。まずは、日本にある、あなたの国の関係機関に聞いてください。

あわせて、住んでいる区の区役所又は出張所 (P46~P48) に届け出てください。また、出入国在留管理局にも届け出てください。

(1) こどもが生まれたとき

とどこで 届出	たいしょう ひとつ いつ・対象になる人	どこで
しゅっしょとどけ 出生届	う　ひ　ふく　か　い　ない 生まれた日を含めて14日以内 ぜんいん　全員	す　く　また　しゅっしょ　く　く 住んでいる区、又は出生したところの区の区 やくしょし　みんか　しゅっしょ　ばあい　しゅっしょ　しょ 役所市民課（出張所がある場合は出張所で か　も可）
ざいりゅうしかくしゅとく 在留資格取得	う　ひ　に　い　ない 生まれた日から30日以内 ちゅうあうきざいりゅうしゃ　ひと 中長期在留者の人	ひろしましゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく 広島出入国在留管理局
とくべついじゅうきょか 特別永住許可	う　ひ　に　い　ない 生まれた日から60日以内 とくべついじゅうしゃ　ひと 特別永住者の人	す　く　く　やくしょし　みんか　また　しゅっしょ　しょ 住んでいる区の区役所市民課又は出張所
しゅっしょれんらくひょう 出生連絡票	はや　できるだけ早く ぜんいん　全員	す　く　く　やくしょ　ち　い　さ　か 住んでいる区の区役所地域支えあい課
じどうてあて 児童手当	う　ひ　よ　く　じ　つ　に　い　ない 生まれた日の翌日から15日以内 くわ　みぎ　ま　ど　ぐ　ち 詳しくは右の窓口へ	す　く　く　や　く　し　ょ　ふ　く　し　か　ま　た　し　ゅ　っ　し　ょ　し　ょ 住んでいる区の区役所福祉課又は出張所 に　の　しま　し　ゅ　っ　し　ょ　し　ょ　の　ぞ (似島出張所を除く。)
いりょうひ こども医療費の ほじょ 補助	くわ　みぎ　ま　ど　ぐ　ち　し　ょ　と　く　お　お 詳しくは右の窓口へ（所得が多 ひと　たいしょう　い人は対象になりません）	す　く　く　や　く　し　ょ　ふ　く　し　か　ま　た　し　ゅ　っ　し　ょ　し　ょ 住んでいる区の区役所福祉課又は出張所
こくみんけんこうほけん 国民健康保険	う　ひ　か　い　ない 生まれた日から14日以内 こくみんけんこうほけん　かにゅう　ひと 国民健康保険に加入する人	す　く　く　や　く　し　ょ　ほ　け　ん　ね　ん　き　ん　か　ま　た　し　ゅ　っ　し　ょ　し　ょ 住んでいる区の区役所保険年金課又は出張所

※ こどものお父さんとお母さんが2人とも外国人のときは、こどもが日本で生まれても、日本の国籍を持つことができません。大使館か領事館にこどもが生まれたことを伝えてください。

(2) 亡くなったとき

とどこで 届出	たいしょう ひとつ いつ・対象になる人	どこで
し　ぼ　う　と　ど　け 死亡届	な　し　ひ　か　い　ない 亡くなったことを知った日から な　の　か　い　ない　ぜ　ん　い　ん 7日以内・全員	す　く　また　し　ぼ　う　く　く　や　く　し　ょ 住んでいる区、又は死亡したところの区の区役所 し　み　ん　か　し　ゅ　っ　し　ょ　し　ょ　ば　あ　い　し　ゅ　っ　し　ょ　し　ょ　か 市民課（出張所がある場合は出張所でも可）
こくみんけんこうほけん 国民健康保険	な　ひ　か　い　ない 亡くなった日から14日以内 こくみんけんこうほけんかにゅうしゃ 国民健康保険加入者	す　く　く　や　く　し　ょ　ほ　け　ん　ね　ん　き　ん　か　ま　た　し　ゅ　っ　し　ょ　し　ょ 住んでいる区の区役所保険年金課又は出張所
かいごほけん 介護保険	な　ひ　か　い　ない 亡くなった日から14日以内 かいごほけんかにゅうしゃ 介護保険加入者	す　く　く　や　く　し　ょ　ふ　く　し　か　ま　た　し　ゅ　っ　し　ょ　し　ょ 住んでいる区の区役所福祉課又は出張所
こうきこうれいしゃ 後期高齢者 いりょうせいど 医療制度	な　ひ　か　い　ない 亡くなった日から14日以内 こうきこうれいしゃいりょうせいどかにゅうしゃ 後期高齢者医療制度加入者	す　く　く　や　く　し　ょ　ふ　く　し　か　ま　た　し　ゅ　っ　し　ょ　し　ょ 住んでいる区の区役所福祉課又は出張所

しほう かん てつづき いぞくてつづきしょん おこな よやくせい
 **死亡に関する手続は「ご遺族手続支援コーナー」でも行うことができます（予約制）**
 ひろしまし いぞく ふたん すこ けいげん いぞくてつづきしょん せっち
 広島市では、ご遺族の負担を少しでも軽減できるように「ご遺族手続支援コーナー」を設置してい
 な ほう ひつよう くやくしょ かくしゅてつづき しんせいしょ さくせいしょん おこな
 ます。亡くなった方に必要な区役所の各種手続を、申請書の作成支援によりスムーズに行うことがで
 りよう よやくせい よやく でんわ う つ る
 きます。利用は予約制です。予約は電話で受け付けています。

いぞくてつづきしょん **ご遺族手続支援コーナー**

- 利用できるコーナーの場所：亡くなった方の住所地がある区役所
- 利用日時：月曜日～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00（最終受付時間：16:00）
- 予約方法：
 - ▶ 予約受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15
 - ▶ 予約受付窓口：各区役所市民課（亡くなった方の住所地がある区役所市民課に電話してください。）

くやくしょしょん **区役所市民課**

よやく うけつけまどぐち 予約の受付窓口	よやくでんわばんごう 予約電話番号	りようとうじつ いか まどぐち い 利用当日は以下の窓口に行ってください。 くやくしょ かい （すべて区役所の1階にあります。）
なかくやくしょしょん 中区役所市民課	082-504-2550	し民かばんまどぐち 市民課6番窓口
ひがしくやくしょしょん 東区役所市民課	082-568-7707	そうごうあんない 総合案内
みなみくやくしょしょん 南区役所市民課	082-250-8937	いぞくてつづきしょん ご遺族手続支援コーナー
にしくやくしょしょん 西区役所市民課	082-532-0929	し民かばんまどぐち 市民課8番窓口
あさみなみくやくしょしょん 安佐南区役所市民課	082-831-4928	し民かばんまどぐち 市民課2番窓口
あさきたくやくしょしょん 安佐北区役所市民課	082-819-3907	し民かばんまどぐち 市民課5番窓口
あきくやくしょしょん 安芸区役所市民課	082-821-4908	し民かばんまどぐち 市民課2番窓口
さえきくやくしょしょん 佐伯区役所市民課	082-943-9708	いぞくてつづきしょん ご遺族手続支援コーナー

- ※ 手続の内容によってはコーナーでの手続が一度で終わらない場合などもあります。
- ※ 年金事務所で行う年金相談等の手続は、コーナーでは行えません。手続が必要な場合は、お近くの年金事務所で手続を行ってください。
- ※ コーナーで手続をするときに持っていく物など、詳しいことは各区役所市民課に問い合わせしてください。または、広島市のホームページを見てください。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/owaka/1021360/1016871.html>



(3) 結婚したとき

とどこで 届出	たいしょう ひとつ いつ・対象になる人	どこで
こんいんとどけ 婚姻届	とどこで きげん 届出の期限はありません こんいんとどけ だ ふうふ (婚姻届を出すことで、夫婦と なります)	す く やくしょしみん かまた しゅっちょうしょ 住んでいる区の区役所市民課又は出張所 こくせき てつづき こと ばあい ※国籍により手続が異なる場合があります
こくみんけんこうほけん 国民健康保険	けっこん ひ か いない 結婚した日から 14日以内 こくみんけんこうほけんかにゅうしゃ 国民健康保険加入者	す く やくしょほけんねんきん かまた しゅっちょうしょ 住んでいる区の区役所保険年金課又は出張所
かいごほけん 介護保険	かいごほけんかにゅうしゃ しめい す ところ 介護保険加入者の氏名や住む所 か へんこう か いない が変わるとき、変更から 14日以内	す く やくしょふく しかまた しゅっちょうしょ 住んでいる区の区役所福祉課又は出張所

(4) 離婚したとき

とどこで 届出	たいしょう ひとつ いつ・対象になる人	どこで
りこんとどけ 離婚届	きょうぎりこん ばあい とどこで きげん 協議離婚の場合、届出の期限はあ りません (離婚届を出すことで、 りこん せりりつ 離婚が成立します) た ばあい とお か いない その他の場合は10日以内	す く やくしょしみん かまた しゅっちょうしょ 住んでいる区の区役所市民課又は出張所 こくせき てつづき こと ばあい ※国籍により手続が異なる場合があります
こくみんけんこうほけん 国民健康保険	りこん ひ か いない 離婚した日から 14日以内 こくみんけんこうほけんかにゅうしゃ 国民健康保険加入者	す く やくしょほけんねんきん かまた しゅっちょうしょ 住んでいる区の区役所保険年金課又は出張所
かいごほけん 介護保険	かいごほけんかにゅうしゃ しめい す ところ 介護保険加入者の氏名や住む所 か へんこう か いない が変わるとき、変更から 14日以内	す く やくしょふく しかまた しゅっちょうしょ 住んでいる区の区役所福祉課又は出張所

 メモ 広島市パートナーシップ宣誓制度

ひろしまし せいてき せんせいせ いど
広島市では、性的マイノリティのカップルが、お互いを人生のパートナーとして宣誓した誓つ
た>ことを広島市が認める「パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。

こんいんとどけ ほうてきこうりょく たが じんせい せんせい ちか
婚姻届のような法的効力はありませんが、使うことのできる行政サービスがいくつかあります
といあわ さき じんけんけい はつか つか ぎょうせい
(問合せ先：人権啓発課 TEL 082-504-2165)。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/language/yasashii/1033426/1033449/1014606.html>



3-4 医療保険

日本には、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるようにするために、公的医療保険制度があります。医療保険は、皆さん自身のためだけでなく、多くの人が支えあう制度です。次の(1)～(3)のどれかひとつに入らなくてはいけません。

(1) 健康保険

1週間に20時間以上働き、毎月の給料が88,000円以上であるなどの条件に合う人は、会社などの健康保険に入ります。
健康保険に入っている人の日本に住んでいる家族も、健康保険に入ることができます。
健康保険に入ることができるかどうかは、会社に聞いてください。

(2) 国民健康保険

3か月を超えて日本に滞在すると認められた人は、広島市国民健康保険に加入しなければなりません。住んでいる区の区役所保険年金課(P48)又は出張所(P46)で手続をしてください。

ただし、次のいずれかに当てはまる人は、加入できません。

① 「特定活動」の在留資格で滞在する人で以下に当てはまる人

- 「医療を受ける活動」又は「その人の日常の世話をする活動」の人
- 「観光、保養その他これらに類似する活動」又は「その人と同行する配偶者」の人

※在留資格が「特定活動」の人は、その活動内容を示す「指定書」を見せてください。

② 会社などの健康保険に加入している人

③ 後期高齢者医療制度に加入している人

④ 生活保護を受けている人

⑤ 中国残留邦人に対する支援給付を受けている人

⑥ 日本と医療保険を含む社会保障協定を結んでいる国の人で、本国政府から社会保障加入

証明書をもらっている人

(3) 後期高齢者医療制度

次に当てはまる人は、後期高齢者医療制度の被保険者になります。

① 75歳以上の人

② 65歳以上75歳未満の人で、一定程度の障害がある旨の認定を広島県後期高齢者医療広域連合で受けた人(認定の手続の方法は、住んでいる区の区役所福祉課(P47)又は出張所(P46)で聞いてください。)

ただし、次のいずれかに当てはまる人は、後期高齢者医療制度の被保険者になりません。

- 在留資格が3か月以下の人(広島県後期高齢者医療広域連合により、3か月を超えて滞在すると認められる人を除く。)
- 「特定活動」の在留資格で滞在する人のうち「医療を受ける活動」又は「その人の日常の世話をする活動」の人、もしくは「観光、保養その他これらに類似する活動」又は「その人と同行する配偶者」の人

※在留資格が「特定活動」の人は、その活動内容を示す「指定書」を見せてください。

- 生活保護を受けている人
- 中国残留邦人に対する支援給付を受けている人

(4) 病院に行くときは

病院の窓口で、次のいずれかで受付をしてください。

① カードリーダーにマイナンバーカードを置いて、自分で受付をする。

マイナンバーカードで受付をする人は、病院のカードリーダーなどでマイナンバーカードを保険証として使う登録をしてください。

② 窓口の人に、加入している医療保険の資格確認書などを見せる。

マイナンバーカードを保険証として使う登録をしていない人には、加入している医療保険から資格確認書を送ります。

資格確認書を持っている人は、病院の窓口の人に資格確認書を見せてください。

また、令和7年（2025年）12月1日までは、保険証も使うことができます。保険証を持っている人は、病院の窓口の人に保険証を見せてください。

病院から言われるお金を払ってください。また、入院したときは、食事代なども払ってください。

(5) こどもが生まれたときや誰かが亡くなったとき

医療保険に入っている人がこどもが生まれたときや、亡くなったとき、お金がもらえることがあります。詳しいことは、それぞれの医療保険の相談窓口に聞いてください。

（広島市国民健康保険は、住んでいる区の区役所保険年金課（P48）又は出張所（P46）に、後期高齢者医療制度は、住んでいる区の区役所福祉課（P47）又は出張所（P46）に聞いてください。）



メモ 医療費の補助

医療保険に加入し、次のいずれかに当たる人は、医療費の補助がもらえることがあります。

住んでいる区の区役所福祉課（P47）や保険年金課（P48）に聞いてください。

- 0歳から中学3年生まで（15歳の誕生日から最初の3月31日まで）のこどもを育てている場合（福祉課）
- ひとり親家庭で、こども（18歳の誕生日から最初の3月31日まで）を育てている場合（福祉課）
- 重度心身障害者や精神障害者（福祉課）
- 高い医療費がかかったとき（保険年金課）

(6) 保険料

医療保険に加入している人は、保険料を払わなければなりません。

保険料は、本人の所得などによって決まります。

3-5 介護保険

介護保険は、ねたきりや認知症などで介護や日常生活の支援が必要となった場合に、必要な介護サービスを使うことができる制度です。

(1) 対象となる人

次の①～③すべてに当てはまる人は、広島市の介護保険に加入します。

① 広島市内に住んでいること。

② 審査の在留期間を有し、3ヶ月を超えて日本国内に滞在する見込みがあること。

ただし、「特定活動」の在留資格で滞在する人で、次に当てはまる人は除きます。

- 「医療を受ける活動」又は「その人の日常の世話をする活動」の人
- 「観光、保養その他これらに類似する活動」又は「その人と同行する配偶者」の人

③ 40歳以上の人

40歳以上65歳未満の人は、日本の公的医療保険に加入していることが必要です。

65歳以上の人には、広島市から被保険者証を送ります。

(2) 介護サービスを使いたいときは

まず、住んでいる区の区役所福祉課 (P47) 又は出張所 (P46) に要介護認定の申請をしてください。

要介護又は要支援の認定を受けた人は、介護保険のサービスを使うことができます。ただし、介護度によって一部使うことができないサービスがあります。

サービスを使ったときは、原則として費用の 10～30% (所得によってこの割合は変わります。) を支払ってください。

要介護認定がない人でも使うことができるサービスがあります。詳しいことは、住んでいる区の区役所福祉課 (P47) に聞いてください。

(3) 保険料

介護保険に加入している人は、保険料を払わなければなりません。

65歳以上の人の保険料は、本人の所得などによって決まります。

40歳以上65歳未満の人の保険料は、加入している医療保険の保険料の一部として算定されます。

ねんきん 3-6 年金

日本に住んでいる 20歳から 59歳の人は、原則として国民年金に加入しなければなりません。会社などで働いている人は、厚生年金に加入します。

かにゅうてつづき (1) 加入手続

こくみんねんきん す く くやくしょほけんねんきんか また しゅっちょうしょ てつづき
国民年金は、住んでいる区の区役所保険年金課 (P48) 又は出張所 (P46) で手続をしてください。

こくみんねんきん かにゅう ひと こくみんねんきん かにゅう ひと ふよう はいぐうしゃ しょくば
ただし、厚生年金に加入する人や、厚生年金に加入している人に扶養されている配偶者は、職場
また ふよう ひと しょくば てつづき
又は扶養している人の職場で手続をしてください。

ほけんりょう (2) 保険料

こくみんねんきん かにゅう ひと ほけんりょう はら
国民年金に加入している人は、保険料を払わなければなりません。
せいかつ かね こま ほけんりょう はら むずか ひと ほけんりょう ぜんぶまた いちぶ めんじょ
生活するお金に困って、保険料を払うのが難しい人のために、保険料の全部又は一部が免除され
せいで くわ す く くやくしょほけんねんきんか また しゅっちょうしょ
る制度などがあります。詳しくは、住んでいる区の区役所保険年金課 (P48) 又は出張所 (P46)
き
に聞いてください。

ねんきん しゅるい (3) もらえる年金の種類

ねんきん 年金	ひと もらえる人
ろうれい き そ ねんきん 老齢基礎年金	ねんいじょう じゅきゅうしかくきかん さいいじょう ひと 10年以上の受給資格期間がある 65歳以上の人
じょうがい き そ ねんきん 障害基礎年金	こくみんねんきん かにゅう きかんちゅう いってい びょうき はっせい ひと 国民年金に加入している期間中に一定の病気やけがなどが発生した人など
いぞく き そ ねんきん 遺族基礎年金	こくみんねんきん かにゅう きかんちゅう しほう ひと こ はいぐうしゃまた こ 国民年金に加入している期間中に死亡した人の子のある配偶者又は子など

じょうがい き そ ねんきん いぞく き そ ねんきん いってい ほけんりょうの う ふようけん み ひつよう
障害基礎年金と遺族基礎年金は、一定の保険料納付要件を満たしている必要があります。

くわ す く くやくしょほけんねんきんか また しゅっちょうしょ にのしましゅっちょうしょ
詳しくは、住んでいる区の区役所保険年金課 (P48) 又は出張所 (P46)。ただし、似島出張所
のぞ き
は除く。) に聞いてください。

ねんきん だつたい (4) 年金を脱退するとき (脱退一時金)

つぎ あ ひと こくみんねんきん だつたい にほん しゅっこうご ねんない せきゅう
次のことにすべて当てはまる人が、国民年金などを脱退し、日本を出国後2年内に請求した
ばあい だつたいいちじきん いちじきん がく ほけんりょう はら きかん なが
場合、脱退一時金がもらえます。もらえる一時金の額は、保険料を払った期間の長さによって決ま
ります。

- にほんこくせき も
• 日本国籍を持っていない
- ほけんりょう はら きかん げついじょう
• 保険料を払った期間が6か月以上ある
- にほん じゅうしょ
• 日本に住所がない
- ねんきん じょうがいてあてきん ふく う けんり も
• 年金(障害手当金を含む)を受ける権利を持ったことがない

にほん しゅっこうご ひつよう しょりい そ にっぽんねんきん き こう せきゅう
日本を出国後、必要な書類を添えて、日本年金機構に請求してください。

ひつよう しょりい 【必要な書類】

- だつたいいちじきんせきゅうしょ き そ ねんきんばんごう かくにん しょりい ねんきんてちょう き そ ねんきんばんごうつうちしょ
• 脱退一時金請求書、基礎年金番号が確認できる書類(年金手帳や基礎年金番号通知書など)
- しめい せいねんがっぴ こくせき しょめい ざいりゅうしかく かくにん うつ
• パスポート(氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ)の写し
- ぎんこうめい こうざばんごう かくにん
• 銀行名や口座番号などが確認できるもの

日本の年金制度について、詳しいことは日本年金機構のホームページを見てください。
 日本年金機構のホームページのインターナショナル版では、日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ロシア語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ミャンマー語、カンボジア語、ネパール語、モンゴル語で年金のことを案内しています。

インターナショナル版 <https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



日本年金機構 (〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24)

TEL 0570-05-1165

※050で始まる電話や国外から電話をするときは、下の番号に電話をしてください。

TEL 03-6700-1165 (050で始まる電話) TEL +81-3-6700-1165 (国外から)

3-7 税金

(1) 日本の税金

日本の税金には、国が集める国税と県や市が集める地方税があります。

国税		所得税、法人税、相続税、消費税など			
地方税	県税	市税	県民税、自動車税、地方消費税など	市民税、固定資産税、軽自動車税など	

※ 国税は税務署、県税は県税事務所に聞いてください。

(2) 所得税

① 所得税について

給料など、自分に入ったお金がある人が払います。いくら払うかは、1月1日から12月31日までの1年にもらった給料などで決まります。

② 所得税の払い方

<源泉徴収>

毎月、会社などが払います（この払い方を源泉徴収と言います。）。

- あなたの給料から税金を引いて払います。
- 1月から11月に払った税金が多すぎたり少なすぎたりしないか、12月に計算します（これを年末調整と言います）。多すぎた場合はその税金を12月の給料と一緒に返します。

<確定申告>

会社などの源泉徴収や年末調整をしていない人は自分で書類を出します（これを確定申告といいます。）。

- 働いた年の次の年の2月16日から3月15日の間に、住んでいる区の税務署に書類を出します。
- コンビニや銀行、郵便局、インターネットなどで払います。

(3) 市民税・県民税(住民税)

① 住民税について

個人の市民税と県民税をあわせて「住民税」と呼び、国税である森林環境税とまとめて一緒に払うことになっています。

$$\text{市民税} + \text{県民税} = \text{住民税}$$

住民税は、その年の1月1日に住所があり、前の年に所得があった人が払います。
住民税の額は、前の年の1年間の所得に応じて決まる「所得割」と、所得の多い少ないにかかわらず一定の額がかかる「均等割」をあわせたものです。

$$\text{住民税の額} = \text{所得割} + \text{均等割}$$



詳しいことは、広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/language/yasashii/1033430/1014611.html>) を見るか、市税事務所(市民税係)・税務室(P49)に聞いてください。

② 住民税の扱い方

会社などが、あなたの給料から税金を引いて市に払う方法と、あなたが自分で払う方法があります。自分で払う人には、市からあなたにお知らせが届きます。内容を確認し、期限までにコンビニや銀行、郵便局などで払いましょう。また、インターネットを使ってクレジットカードやスマートフォンの決済アプリなどでも払うことができます。

③ 住民税などを払わなかったら

住民税などの税金を、期限までに払わない人は、本来の税金のほかに、延滞金もあわせて払わなければなりません。また、給与などの財産の差押えなどの滞納処分を受けることもあります。

こうしたことにならないように、税金は期限までに払ってください。

詳しいことは、広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/english/18862.html>) を見るか、住んでいる区を担当する収納対策部の担当課(P50)に聞いてください。



メモ 税条約

日本と租税条約<税金について、国と国があいだで決めた約束>を結んでいたる国から来た

• 留学生

• 事業修習者(企業で研修を受ける人など)など

は、条件を満たせば所得税や住民税などが免除されることがあります。免除を受けるためには、所得税と住民税のそれぞれで届出が必要です。所得税の届出だけでは、住民税などの免除は受けられません。

(4) 固定資産税・都市計画税

① 固定資産税について

固定資産税は、毎年1月1日に広島市に次のもの（これらをまとめて固定資産といいます。）をもっている人が払います。

- 土地
- 建物（家やアパート、マンション、ビル、店など）
- 仕事に使う物（機械、道具、船など）

いくら払うかは、持っている固定資産の価格などで決まります。

② 都市計画税について

都市計画税は、毎年1月1日に広島市の市街化区域（家や店が集まるところ）の中に土地や建物を持っている人が払います。

いくら払うかは、持っている土地や建物の価格などで決まります。

詳しいことは、広島市ホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/language/yasashii/1033430/1014610.html>）を見るか、固定資産がある区を担当する市税事務所（土地係・家屋係）・税務室

（P49）に聞いてください。



③ 固定資産税・都市計画税の払い方

固定資産税・都市計画税のお知らせが、4月ごろに広島市からあなたに届きます。

内容を確認し、期限までにコンビニや銀行、郵便局などで払ってください。また、インターネットを使って、クレジットカードやスマートフォンの決済アプリなどでも払うことができます。

なお、あなたが口座振替（預貯金口座から自動で払う方法）の手続をしていたら、期限の日に口座から自動で払われます。

(5) 自動車税／軽自動車税

① 環境性能割

- 車を買ったとき、車のお金と一緒に店で払うことが多いです。
- いくら払うかは、買った車の種類などで決まります。

② 種別割

- 毎年4月1日に自分の車を持っている人が払います。
- 排気量が660ccより多い車は「自動車税種別割」、660cc以下の車は「軽自動車税種別割」を払います。

- いくら払うか書いてある手紙が、5月ごろに、広島市や広島県からあなたに届きます。いくら払うかは、車の種類などで決まります。

- コンビニや銀行、郵便局、またはインターネットを使って（手紙に書いてある日までに）払います。

- インターネットを使ってクレジットカードやスマートフォンの決済アプリなどでも払うことができます。

3-8 帰国するときや、日本国外へ引っ越しをするときに必要な手続

帰国や日本国外への引っ越しなどで日本からはなれるとき、つぎのような手続が必要です。

(1) 住まいに関する手続

① 住宅

市営住宅

市営住宅に住む入居名義人が引っ越しをするときは、引っ越しをすることが決まつたら、あなたが今住んでいる区の区役所建築課 (P46) に聞いてください。

アパートやマンション (市営住宅以外の住居)

引っ越しをすることが決まつたら、契約書に書かれている期限までに家を借りた不動産業者に聞いてください。

② ごみ

広島市の通常のごみの収集では、引っ越しなどで出る大量のごみを一度に出すことはできません。自分で広島市が指定する処理施設へ搬入するか、広島市の許可を受けた業者へ収集を依頼してください。自分でごみを搬入する場合、ごみの種類ごとに搬入先が決まっています。詳しいことは、広島市ホームページを見てください。

なお、ペットボトル、リサイクルプラ、有害ごみは自分で搬入できません。
広島市の許可を受けた業者へ収集を依頼してください。



<https://www.city.hiroshima.lg.jp/faq/gomi-kankyo/1001569/1002048.html>

ごみがたくさんでなければ、家庭ごみの正しい出し方 (P58) を見て、住んでいる地区的収集日に出してください。大型ごみは予約が必要になりますので、早めに準備をしてください。

③ 水道

水道を止めたい日の3~4日前までに、広島市水道局の「引越お客様さま受付センター」(TEL 082-511-5959) に連絡してください。

また、水道局ホームページからも申込みができます (水道・電気・ガスについては P3、P4 も見てください。)。

<https://www.water.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/5/401.html>



(2) 住民票の転出届

引っ越しをする前にあなたが今住んでいる区の区役所市民課又は出張所 (P46) に「転出届」を出します (引っ越しについては P10、P11 も見てください。)。在留カード又は特別永住者証明書、マイナンバーカード (持っている人) を持って行きます。

(3) 子育てに関する手続

① 児童手当

児童手当をもらっている人は、引っ越しをする前にあなたが今住んでいる区の区役所福祉課

(P47) 又は出張所 (P46) に聞いてください。

② 保育園

保育園にこどもが通っている人は、引っ越しをする前に、通っている保育園に「退園届」を出してください。「退園届」は保育園や区役所福祉課 (P47) でもらうことができます。

③ 児童扶養手当

児童扶養手当をもらっている人は、引っ越しをする前にあなたが今住んでいる区の区役所福祉課 (P47) に、児童扶養手当証書を持って行ってください。

④ こども医療費補助

こども医療費補助をもらっている人は、引っ越しをする前にあなたが今住んでいる区の区役所福祉課 (P47) 又は出張所 (P46) に、こども医療費受給者証を返してください。

⑤ ひとり親家庭等医療費補助

ひとり親家庭等医療費補助をもらっている人は、引っ越しをする前にあなたが今住んでいる区の区役所福祉課 (P47) 又は出張所 (P46) に、ひとり親家庭等医療費受給者証を返してください。

(4) 保険や年金に関する手続

① 健康保険

引っ越しをする前に、国民健康保険に入っている人は今住んでいる区の区役所保険年金課 (P48) 又は出張所 (P46) で脱退の手続をします。国民健康保険脱退の手続には、①マイナンバーカード (脱退する本人であることが確認できるもの) ②国民健康保険資格確認書 (持っている人) を持って行ってください。

会社の健康保険に入っている人は、手続が必要か会社に聞いてください (健康保険については P15 も見てください。)。

② 介護保険

- 40歳以上で介護保険被保険者証の交付を受けている人は、引っ越しをする前にあなたが今住んでいる区の区役所福祉課 (P47) 又は出張所 (P46) に、介護保険被保険者証を持って行ってください。

- 広島市で要介護・要支援認定を受けている人で介護保険負担割合証や介護保険負担限度額認定証等の交付を受けている人は、引っ越しをする前にあなたが今住んでいる区の区役所福祉課 (P47) 又は出張所 (P46) に、介護保険負担割合証や介護保険負担限度額認定証等を持って行ってください。

③ 年金

引っ越しをする前に、国民年金に入っている人は、今住んでいる区の区役所保険年金課 (P48) 又は出張所 (P46) で脱退の手続をします。会社の厚生年金に入っている人は、手続が必要か会社に聞いてください。※年金については P18 も見てください。

(5) 税金に関する手続

① 所得税 (国に払う税金)

かくていしんこく ひつよう ひと にほん で まえ かくていしんこく はら くわ
確定申告をする必要がある人は、日本を出る前に確定申告をして払います。詳しいことは、
税務署に聞いてください。

② 住民税 (県や市に払う税金)

か はら ひと のうぜいかんりにん き くわ しせいじむしょ
あなたの代わりに払う人 (納税管理人) を決めてください。詳しいことは、市税事務所
しみんせいかり ぜいむしつ き
市民税係・税務室 (P49) に聞いてください。

③ 固定資産税・都市計画税

か はら ひと のうぜいかんりにん き ひろしましない と ち たてもの も
あなたの代わりに払う人 (納税管理人) を決めてください。広島市内に土地や建物を持ってい
ひと こていしん く たんとう しせいじむしょとちかかり ぜいむしつ き
る人は、固定資産がある区を担当する市税事務所土地係・税務室 (P49) に聞いてください。

※税金についてはP19～P21も見てください。

(6) そのほかの大切な手続

① 印鑑登録証の返還

ひ こ まえ います く やくしょしみんかまた しゅっちょしょ いんかん
引っ越しをする前に、あなたが今住んでいる区の区役所市民課又は出張所 (P46) に「印鑑
どうろくしょ だ 登録証」を出します。

② 在留カードの返納 (帰国する場合)

にほん で くうこう みなど かえ ざいりゅう み
日本を出るとき、空港や港で返します (在留カードについてはP9も見てください。)。

③ 日本の銀行口座の解約

にほん で まえ ぎんこうこうざ かいやく くわ こうざ ぎんこう き
日本を出る前に、銀行口座の解約をしてください。詳しいことは、口座がある銀行に聞いてく
ださい。

④ 日本の携帯電話の解約

にほん けいたいでんわ かいやく ひと にほん で まえ けいたいでんわ かいやく くわ
日本で携帯電話の契約をした人は、日本を出る前に携帯電話を解約してください。詳しいこと
けいたいでんわ かいやく かいしゃ き は、携帯電話を契約した会社に聞いてください。

⑤ インターネットの解約

にほん で まえ かいやく くわ
日本を出る前に、契約しているプロバイダーに聞いてください。

メモ 印鑑登録

にほん おな いみ じぶん せい な ほ いんかん おういん つか
日本ではサインと同じような意味で、自分の姓や名を彫ったはんこ (印鑑) による押印が使われ
おおやけ とうろく いんかん じついん じついん おういん とうろくしょめいしょ
ます。公に登録してあるはんこ (印鑑) を「実印」といい、実印の押印とその登録証明書をあわ
せることによって、その所有者の行為が法的に確認されます。

いんかん とうろく ひと とうろく いんかん ざいりゅう また とくべついじゅうしゃしょめいしょ も
印鑑を登録したい人は、登録するはんこ (印鑑) と在留カード又は特別永住者証明書を持つ
す く やくしょしみんかまた しゅっちょしょ てつづき
て、住んでいる区の区役所市民課又は出張所 (P46) で手続をしてください。

なお、はんこ (印鑑) によっては登録できない場合もあります。詳しいことは住んでいる区の区
やくしょしみんかまた しゅっちょしょ き
役所市民課又は出張所 (P46) に聞いてください。

4 暮らしのサポート

4-1 病気やけがのとき (病院・診療所)、感染症を予防する



(1) 病気やけがをしたとき

病気やけがをしたときは、保険証とお金を持って、病院・診療所に行ってください。症状に応じた診療科があるか、診察時間はいつからいつまでか、確認してください。

病院・診療所では、外国語が通じない場合もあるので、できれば日本語が話せる人と一緒に行ってください。

診療科	診療内容
内科	発熱や風邪など、体の調子が悪いとき
外科	けがをしたときや、手術をして病気を治すとき
小児科	赤ちゃんやこどもが病気のとき
整形外科	骨が折れたときや、関節や筋肉などに痛みがあるとき
耳鼻咽喉科	耳、鼻、のどの病気のとき
眼科	目の病気のとき
皮膚科	皮膚の病気のとき
歯科	歯が痛いとき
産婦人科	妊娠したとき、出産するときなど

メモ① かかりつけ医をもちましょう

かかりつけ医は、日ごろから健康相談をしたり、病気やけがをしたときに診てもらう、身近な診療所（病院やクリニックなど）の医師のことです。

メモ② NPO法人AMDA国際医療情報センター

NPO法人AMDA国際医療情報センターは、病院のかかり方などについて、外国語で相談を受け付けています。

<https://www.amdamedicalcenter.com/> TEL 03-6233-9266



メモ③ 医療情報ネット（ナビイ）

医療情報ネット（ナビイ）のウェブサイトで、休日、夜間当番医などを英語で案内しています。外国語で対応可能な病院・診療所も検索できます。

<https://www.iryu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>



休日・夜間の救急医療

休日や夜間に開いている救急医療機関は、P53を見てください。

ただし、これらは緊急性の高い患者を受け入れるためのものです。

休日や夜間に受診しようとするときは、平日の時間内に受診することができないのか、もう一度考えてみてください。

(2) 感染症を予防する

① 手を洗う

外から家や職場に帰ったとき、料理をするとき、食事をする前、トイレに行ったあとなど、石けんを使って、手を洗ってください。石けんで洗った後は、水でしっかり洗います。手を洗った後は、きれいなタオルなどで手をふいてください。

② 咳工チケット

「咳工チケット」は、風邪などを周りの人にうつさないように、咳やくしゃみをするとき、マスクやティッシュ、ハンカチなどで口や鼻を押さえることです。

咳やくしゃみが出るときは、次のことを守ってください。

- ・ マスクをつけてください。
- ・ マスクがないときは、ティッシュやハンカチ、服の袖や上着の内側などで口と鼻をおおってください。

4-2 健康・福祉

区役所の各課では、健康や福祉に関する様々なサービスを提供しています。

たんとうか 担当課	そうだなんいよう 相談内容など			
ちいきささ 地域支えあい課	そうごうそうだんまどぐち 総合相談窓口	ほけん いりょう ふくし かん 保健・医療・福祉に関すること		
	せいじん こうれいしゃ けんこうそうだん 成人・高齢者の健康相談・ けんこうしんさ 健康診査	ひまん こうけつあつ けんこうそうだん し か そうだん 肥満・高血圧などの健康相談、歯科相談、エイズ けんさ そうだん けっかくけんしん けんしん の検査・相談、結核健診やがんの検診など		
	にんさんぶ あか いくじ 妊娠婦、赤ちゃん、育児（こど う そだ そだん もを産んで育てる）の相談	ぼ しけんこうてちょう にゅうようじけんこうしんさ いくじきょうしつ 母子健康手帳、乳幼児健康診査、育児教室など		
	そだん こどもについての相談	おやこかんけい ふとうこう ひこう はったつ ぎやくたい しんぱい 親子関係、不登校、非行、発達、虐待の心配など		
	よぼうせっしゅ そだん 予防接種の相談	よぼうせっしゅ こうれいしゃ よぼう 子どもの予防接種、高齢者のインフルエンザ予防 せっしゅ 接種など		
	せいしんほけんふくしそだん 精神保健福祉相談	けんこう こころの健康など		
ふくしか 福祉課	こうれいしゃ いりょう ふくし そだん 高齢者の医療・福祉の相談	こうきこうれいしゃいりょうせいど 後期高齢者医療制度		
	かいごほけん かん そだん 介護保険に関する相談	ようかいごにんてい ほけんりょう ふか 要介護認定、保険料の賦課など		
	ふくしそだん 子どもの福祉相談	ほいくえん にゅうえん いりょうひほじょ 保育園などの入園、子ども医療費補助、 じどうてあて 児童手当など		
	おやかてい ふくしそだん ひとり親家庭の福祉相談	おやかていとういりょうひほじょ じどうふようてあて ひとり親家庭等医療費補助、児童扶養手当など		
	しんしん しょうがい ひと ふくし 心身に障害がある人の福祉 そだん 相談	しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけん 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健 ふくしてちょう じりつせんいりょう せいしんづういんいりょう こうせい 福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療・更生 いりょう いくせいいりょう 医療・育成医療）など		
せいかつか 生活課	く こま ひと そだん 暮らしに困っている人の相談	せいかつほご 生活保護など		
ほけんねんきんか 保険年金課	こくみんけんこうほけん ねんきん そだん 国民健康保険、年金の相談	こくみんけんこうほけん りょうようひ こうがくりょうようひ こくみんねんきん 国民健康保険 療養費・高額療養費、国民年金など		

困ったことや、わからないことがあれば担当の課に聞いてください。それぞれの課の連絡先は、P46
～P48を見てください。

日本語がよくわからない人は、「広島市・安芸郡外国人相談窓口」(TEL 082-241-5010) に連絡して

ください。

4-3 育児（子どもを産んで育てる）

(1) 妊娠・子どもが生まれたとき

妊娠したら、区役所地域支えあい課（P47）で手続をしてください。また、病院に行って、健康かどうかを調べる妊婦健診を受けてください。

子どもが生まれたときの手続は、P12を見てください。

(1) 母子健康手帳

お母さんと子どもの健康を管理するため、妊娠・出産（子どもが生まれたとき）・育児（子どもを産んで育てる）に関する記録をする母子健康手帳を渡します。英語、中国語、タガログ語、タイ語、ハンガル語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語で書いたものもあります。

とじ込みの健康診査券、予防接種券でサービスが受けられます。

(2) 妊婦支援給付金

妊婦には、出産（子どもが生まれたとき）や育児（子どもを産んで育てる）で使う物を買ったり、子育て支援サービスを使うための給付金を払います。詳しいことは、住んでいる区の区役所地域支えあい課（P47）に聞いてください。

(3) 健診（元気に育っているかのチェック）

子どもが元気に育っているか確認するため、健診を受けてください。

健診	いつ	どこで・どうやって
乳児一般健康診査 (1か月児健康診査)	生後28日以上生後6週の 前日まで	医療機関
乳児一般健康診査	1歳の誕生日の前日までに 2回	母子健康手帳・母子健康手帳別冊を見せる
4か月児健康診査		
1歳6か月児健康診査		広島市からお知らせが届きます
3歳児健康診査		

(4) こども医療費の補助

0歳から中学3年生まで（15歳の誕生日から最初の3月31日まで）の子どもを対象に、通院・入院にかかる医療費を補助します。

所得が多い人は対象になりません。

(5) 児童手当

0歳から高校生年代まで（18歳の誕生日から最初の3月31日まで）の子どもを育てている人は、児童手当がもらえます。詳しいことは、住んでいる区の区役所福祉課（P47）に聞いてください。

(2) 保育園・幼稚園

日本では、6歳から義務教育（P29）が始まります。

それより前の子どもを対象とする施設として、保育園や幼稚園などがあります。

① 保育園など

子どもの親が働いていたり病気であったりするなどの理由で、子どもを雇用、家庭で保育ができないときに、子どもを預かって、保育するところです。

原則として、入園を希望する月の前月の10日までに申込みの手続をしてください（3・4月に入園したい人を除く。）。

入園の申込みや保育料については、入園したい保育園などがある区の区役所福祉課（P47）に聞いてください。

施設	子どもの年齢	どんな施設
保育園	0歳～	定員20人以上
認定こども園 (保育園部分)	小学校入学前	幼稚園と保育園の2つの機能を持つ
小規模保育事業所	0～2歳	定員が6～19人
事業所内保育事業所		企業が従業員のためつくった施設 地域の子どもを受け入れている

保育園等の入園について（保育園等のごあんない）ホームページURL

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/kosodate/1021251/1025852/1003487.html>



② 幼稚園

幼稚園は、小学校入学前の子どもを対象としている教育施設です。幼稚園には市立幼稚園と私立幼稚園があります。

市立幼稚園は、4歳児と5歳児を対象としています（基町、落合、船越の3園は3歳児も対象）。3歳児と4歳児の募集は入園前の10月に行っています。また、幼稚園への入園は通常4月ですが、欠員がある幼稚園では、いつでも入園を受け付けています。市立幼稚園に関しては、教育委員会指導第一課に聞いてください（TEL 082-504-2784）。

なお、私立幼稚園の多くは3歳児から5歳児を対象としています。入園を希望される場合は希望する幼稚園に直接聞いてください。

4-4 教育

日本の義務教育制度は、小学校（6歳～12歳）と中学校（12歳～15歳）です。

さらに教育を受けたい場合は、試験を受け高等学校3年間、大学4年間（短期大学は2年間）などに進学することができます。

どの学校も、学年は4月に始まり、翌年の3月に终わります。

また、学校の種類は国立・公立（県立・市立）・私立があります。

(1) 小学校・中学校・特別支援学校

市立小・中学校・特別支援学校へは、日本語の能力にかかわらず入学することができますが、授業は、日本語で行われます。住んでいるところによって、入学する学校が決まっています。授業料は不要ですが、給食費や教材費の一部にお金がかかります。市立の学校に入学したいときの問合せ先は、以下のとおりです。

小・中学校	住んでいる区の区役所市民課 (P46) 又は広島市教育委員会学事課 (TEL 082-504-2975)
特別支援学校	青少年総合相談センター (TEL 082-504-2197)

メモ① こどもを学校に行かせるお金に困っている人は

広島市は、こどもを学校に行かせるお金に困っている人に対して、学習に必要な費用を援助しています（就学援助）。詳しいことは、通学する学校又は広島市教育委員会学事課 (TEL 082-504-2469) に聞いてください。

メモ② 小学校の授業の後、家で子どもの世話ができない人は

小学校の授業が終わった後、子どもの親が働いているなどの理由で、家庭で子どもの世話ができない人のために、放課後児童クラブで子どもを預かります（問合せ先：広島市こども未来局 放課後対策課 TEL 082-242-2014、又は住んでいる区の区役所地域起こし推進課 (P46)）。

メモ③ 小学校や中学校の勉強をやり直したい人は

夜間学級は 15 歳以上で、小学校や中学校を卒業できなかった人や、卒業はしたけど十分に勉強できなかった人のにある学級です。
広島市立二葉中学校と広島市立観音中学校にあり、中学校の各教科を学習します。
夜間学級に入りたい人は、広島市教育委員会学事課 (TEL 082-504-2975) に聞いてください。

(2) 高等学校（高校）

日本では 98% 以上の人人が高校に進学しています。
入学するためには、試験を受ける必要があります。日本の中学校を卒業していなくても、同じ程度の学力があると認められれば、入学試験を受けることができる学校もあります。
高校は、国・県・市が設置している公立学校と私立学校があり、授業内容により普通科と専門学科（工業科、商業科、農業科など）と総合学科、また、授業を受ける時間帯などによって、全日制、定時制（昼間・夜間）、通信制に分かれています。
市立の高校については、広島市教育委員会指導第二課 (TEL 082-504-2704) に聞いてください。
他の高校については次のところに聞いてください。

- 国立の学校
- 県立の学校
- 私立の学校

広島大学附属高等学校
広島県教育委員会教育改革課
広島県私立中学校高等学校協会

TEL 082-251-0192
TEL 082-513-4992
TEL 082-241-2805

(3) **短期大学・大学・専門学校**

短期大学や大学、専門学校に入学するためには、高校と同様に入学試験を受ける必要がありま
す（日本の中学校や高校を卒業していなくても、同じ程度の学力があると認められれば、入学
試験を受けることができます。）。入学したい人は、希望する学校に直接聞いてください。

(4) **外国人学校**

広島市には、英語で授業が行われる広島インターナショナルスクール、韓国・朝鮮語で授業が
行われる広島朝鮮初中高級学校があります。

外国人学校は、各種学校とされ、いずれの学校も日本の幼稚園、小学校、中学校及び高校に相当
する課程があり、日本の大学へ進学できる場合もあります。詳しくは、各学校に聞いてください。

- 広島インターナショナルスクール TEL 082-843-4111
- 広島朝鮮初中高級学校 TEL 082-261-0028

4-5 仕事

仕事に関する相談窓口は、次のとおりです（祝日、12月29日～1月3日を除く。）。

仕事をすることが必要となったとき

広島外国人雇用サービスコーナー（ハローワーク広島内）

8:30～12:00、13:00～17:15 (TEL 082-511-1181)

スペイン語、ポルトガル語（木曜日）

中国語（火曜日、水曜日、木曜日、金曜日）、英語（火曜日、水曜日、金曜日）

※通訳：スペイン語、ポルトガル語、中国語、英語とも 10:00～12:00、13:00～16:00

ハローワーク広島東

8:30～12:00、13:00～17:15 (TEL 082-264-8609)

スペイン語（月曜日・水曜日・木曜日）、ポルトガル語（月曜日～金曜日）

英語（月曜日・水曜日・木曜日）

※通訳：スペイン語、ポルトガル語、英語とも 9:00～12:00、13:00～17:00

雇用・労働条件などのトラブル

広島外国人労働者労働条件相談コーナー（広島労働局監督課内）

9:00～12:00、13:00～16:30 (TEL 082-221-9242)

※通訳：ポルトガル語、スペイン語（月曜日・火曜日・木曜日・金曜日）、中国語（金曜日）

広島中央外国人労働者労働条件相談コーナー（広島中央労働基準監督署内）

9:30～12:00、13:00～17:00 (TEL 082-221-2460)

※通訳：ベトナム語（火曜日）

かね こま 4-6 お金に困ったとき

(1) 生活保護（国の通知に基づき、生活保護に準じて行う保護）

せいかつほご くに つうち もと せいかつほご じゅん おこな ほご
せいかつ こま せたい たい さいていせいかつ ほよう
生活に困っている世帯に対し、最低生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした
ほ ご おこな ほ ご じゅきゅう ばあい
保護を行っています。保護を受給する場合は、いろいろな要件がありますので、在留カード又は
とくべついじゅうしゃしょうめいしょ きさい きょじゅうち く やくしょせいかつか
特別永住者証明書に記載された居住地の区の区役所生活課（P48）に聞いてください。

(2) くらしの支援

けいざいてき めん こま かん そうだん せいかつほご のぞ
経済的な面での困りごとに関する相談（生活保護は除く。）は、住んでいる区のくらしサポート
き
センターに聞いてください。

くらしサポートセンター

げつようび きんようび しゅくじつ がつむい か がつ にち がつみっ か のぞ
月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日、8月6日、12月29日～1月3日を除く。）

区	電話	場所
なかく 中区	082-545-8388	なかくおおでまちよんちょうめ おおでまちへいわ かい 中区大手町四丁目1-1（大手町平和ビル5階）
ひがしく 東区	082-568-6887	ひがしくひがしかしやちょう ひがしくそうごうふくし かい 東区東蟹屋町9-34（東区総合福祉センター4階）
みなみく 南区	082-250-5677	みなみくみなみまちいっちょうめ みなみくやくしょべっかん かい 南区皆実町一丁目4-46（南区役所別館3階）
にしく 西区	082-235-3566	にしくふくしまちょうにちょうめ にしくちいきふくし かい 西区福島町二丁目24-1（西区地域福祉センター4階）
あさみなみく 安佐南区	082-831-1209	あさみなみくなすいっちょうめ あさみなみくそうごうふくし かい 安佐南区中須一丁目38-13（安佐南区総合福祉センター5階）
あさきたく 安佐北区	082-815-1124	あさきたくかべさんちょうめ あさきたくそうごうふくし かい 安佐北区可部三丁目19-22（安佐北区総合福祉センター4階）
あきく 安芸区	082-821-5662	あきくふなこしみなみさんちょうめ あきくそうごうふくし かい 安芸区船越南三丁目2-16（安芸区総合福祉センター3階）
さえきく 佐伯区	082-943-8797	さえきくかいろうえんいっちょうめ さえきくやくしょべっかん かい 佐伯区海老園一丁目4-5（佐伯区役所別館5階）

5 日本語を勉強したいときは

ひろしまし にほんご べんきょう
広島市で日本語を勉強したいとき、次の方法があります。

ないよう か い まえ きょうしつ れんらく
※内容が変わっていることもあるので、行く前に教室などへ連絡してください。

1. 広島市による日本語教室

きょうしつ なまえ にほんごきょうしつ
教室の名前：へいわこうえん日本語教室
べんきょう
ひろしまこくさいかいじょう かい けんしゅうしつ なかくなかじまちょう
勉強するところ：広島国際会議場3階・研修室（中区中島町1-5 平和記念公園内）

ようび じかん がつ がつ げつようび もくようび
曜日・時間：5月～7月 月曜日・木曜日 15:00～17:00
10月～12月 火曜日・金曜日 15:00～17:00

りょうきん えん きょうかしょだい かつどうひ
料金：2,500円くらい（教科書代と活動費）

れんらくさき ひろしまし ひろしまへいわぶんか こくさいしみんこうりゅうか
連絡先：広島市にほんごデスク（広島平和文化センター国際市民交流課）

TEL 082-242-8879

Email: jsldesk@pcf.city.hiroshima.jp

URL: <https://h-ircd.jp/japanese-ability/hpcfclass.html>



2. 広島市内のボランティアによる日本語教室

(1) 中区

きょうしつ なまえ 教室の名前	べんきょう 勉強するところ	ようび じかん 曜日・時間	りょうきん 料金	れんらくさき 連絡先など
1 ひろしま にほんごきょうしつ 日本語教室	ひろしまこくさいかいじょう 広島国際会議場 なかくなかじまちょう (中区中島町1-5)	すいようび 水曜日 18:30～20:00 どようび 土曜日 10:00～12:00	むりょう 無料	Email: hiroshima.nihongo@gmail.com URL: https://hiroshimakyoshitsu.wixsite.com/nihongo
	ひろしま こくさい 国際センター なかくなかまち (中区中町8-18)	どようび 土曜日 10:00～12:00		
2 にほんごがくしゅうかい 日本語学習会	ひろしまこくさいかいじょう 広島国際会議場 なかくなかじまちょう (中区中島町1-5)	もくようび 木曜日 10:00～11:30	つき えん 月100円	TEL 082-923-1580
3 ひろしま 広島YMCA にほんごdeわいわい	ひろしま せんもんがっこう 広島YMCA専門学校 なかくはっちょばり (中区八丁堀7-11)	すいようび 水曜日 15:20～16:40 ※予約が いります。	むりょう 無料	TEL 082-223-1292 Email: hymca.nihongo@gmail.com
4 たけや 竹屋にほんご教室	たけや こうみんかん 竹屋公民館 なかくたからまち (中区宝町3-15)	もくようび 木曜日 14:00～16:00	むりょう 無料	たけやこうみんかん 竹屋公民館 TEL 082-241-8003 Email: takeya-k@cf.city.hiroshima.jp

5	ひろしましちゅうごくきこくしゃ かい 広島市中国帰国者の会 ※主に中国帰国者 たいしょう 対象	ちゅうおうこうみんかん 中央公民館 なかくにしへくしまちょう (中区西白島町 24-36)	いりょうにほんご 医療日本語 だい 第1・2・3 げつようび 月曜日 10:00~12:00 せいかつにほんご 生活日本語 だい 第1・2・3 すいようび 水曜日 10:00~12:00 にほんごかいわ 日本語会話 だい 第1・2・3・4 どようび 土曜日 13:00~15:00 にほんご 日本語サロン だい すいようび 第4・5水曜日 10:00~12:00	むりょう 無料	ちゅうおうこうみんかん 中央公民館 TEL 082-221-5943 Email: chuo-k@ cf.city.hiroshima.jp
6	ひろしま子ども にほんごきょうしつ 日本語教室 ひろしま大人 にほんごきょうしつ 日本語教室	ひろしまだんじょきょうどうさんかく 広島市男女共同参画 すいしん 推進センター (ゆいぽーと) なかくおおてまち (中区大手町5-6-9)	どようび 土曜日 10:00~12:00	むりょう 無料	Email: ipgc.hiroshima@ gmail.com URL: ひろしま子ども日本語教室 https://tabunkakyousei.localinfo.jp/pages/6596114/page_2024072703  おとなにほんごきょうしつ ひろしま大人日本語教室 https://tabunkakyousei.localinfo.jp/pages/8878078/page_202504121815 

ひがしく
(2) 東区

きょうしつ 教室の名前	べんきょう 勉強するところ	ようび 曜日・時間	りょうきん 料金	れんらくさき 連絡先など
7 うしたにほんごきょうしつ 牛田日本語教室	うしたこうみんかん 牛田公民館 ひがしくうしたしんまち (東区牛田新町1-8-3)	すいようび 水曜日 13:30~15:30	むりょう 無料	うしたこうみんかん 牛田公民館 TEL 082-227-0706 Email: ushita-k@ cf.city.hiroshima.jp
8 ChitChat	ひがしくそうごうふくし 東区総合福祉センター ひがしくひがしかにやちょう (東区東蟹屋町 9-34)	だい げつようび 第2月曜日 10:00~13:00	むりょう 無料	URL: https://www.facebook.com/ChitChatInHiroshima 

(3) 南区

きょうしつ なまえ 教室の名前		べんきょう 勉強するところ	ようび じかん 曜日・時間	りょうきん 料金	れんらくさき 連絡先など
9	すいよう に ほんご 水曜日本語クラブ	りゅうがくせいかいさん 留学生会館 みなみくにしこうじんまち (南区西荒神町1-1)	すいようび 水曜日 10:00~12:00	むりょう 無料	りゅうがくせいかいさん 留学生会館 TEL 082-568-5931
10	みんなの にほんごきょうしつ 日本語教室	りゅうがくせいかいさん 留学生会館 みなみくにしこうじんまち (南区西荒神町1-1)	どようび 土曜日 13:30~15:30	むりょう 無料	りゅうがくせいかいさん 留学生会館 TEL 082-568-5931
11	はるかぜ にほんごきょうしつ 日本語教室	りゅうがくせいかいさん 留学生会館 みなみくにしこうじんまち (南区西荒神町1-1)	どようび 土曜日 10:00~12:00	むりょう 無料	Email: harukaze@feel.ocn.ne.jp
12	ふれあい にほんごきょうしつ 日本語教室	あおさきこうみんかん 青崎公民館 みなみくあおさき (南区青崎1-12-7)	どようび 土曜日 19:00~21:00	むりょう 無料	あおさきこうみんかん 青崎公民館 TEL 082-281-3802 Email: aosaki-k@cf.city.hiroshima.jp
13	にほんごきょうしつ 日本語教室 「おりづる」	ひろしましそうごうふくし 広島市総合福祉センター5階 みなみくまつばらちょう (南区松原町5-1)	どようび 土曜日 10:00~12:00	むりょう 無料	Email: nihongo.orizuru2021@gmail.com URL: https://nihongoorizuru.jimdofree.com 

(4) 西区

きょうしつ なまえ 教室の名前		べんきょう 勉強するところ	ようび じかん 曜日・時間	りょうきん 料金	れんらくさき 連絡先など
14	にほんごカフェ からふる	にしひろしま からふる西広島 にしきこいほんまち 西区己斐本町1-7-10 たべかい 田部ビル1階	だい かようび 第1・3火曜日 10:00~12:00	むりょう 無料	Email: nihongo.colorful@gmail.com URL: https://nihongo-colorful.crayonsite.info/ 
		よこがわ からふる横川 Café & Bar EN にしきよこがわちょう (西区横川町2-10-1 おおのかぐ 大野家具)	だい かようび 第2・4火曜日 10:00~12:00		
15	にほんごこうりゅう みまさ日本語交流 ひろば「にじいろ」	みまさこうみんかん 三篠公民館 にしきうちこしちょう (西区打越町10-23)	だい にちようび 第1・3日曜日 10:00~12:00	むりょう 無料	みまさこうみんかん 三篠公民館 TEL 082-237-3077 Email: misasa-k@cf.city.hiroshima.jp
16	みなみかんおんにほんご 南観音日本語 ボランティア グループ	みなみかんおんこうみんかん 南観音公民館 にしきかんおんしんまち (西区観音新町2-16-46)	どようび 土曜日 18:00~20:00	むりょう 無料	みなみかんおんこうみんかん 南観音公民館 TEL 082-293-1220 Email: minamikanon-k@cf.city.hiroshima.jp

17	ほんごきょうしつ 日本語教室 「もみじ」	ふるたこうみんかん 古田公民館 にしくふるえにしまち (西区古江西町19-15)	きんようび 金曜日 10:00~12:00	つき 月100円	ふるたこうみんかん 古田公民館 TEL 082-272-9001 Email: furuta-k@cf.city.hiroshima.jp
18	くさつ きょうしつ 草津にほんご教室	くさつこうみんかん 草津公民館 にしくくさつひがし (西区草津東2-20-7)	すいようび 水曜日 9:00~12:30 どようび 土曜日 13:30~16:00	むりょう 無料	くさつこうみんかん 草津公民館 TEL 082-271-2576 Email: kusatsu-k@cf.city.hiroshima.jp

あさみなみく
(5) 安佐南区

きょうしつ 教室の名前	べんきょう 勉強するところ	ようび 曜日・時間	りょうきん 料金	れんらくさき 連絡先など
19 にほんごきょうしつ ぎおん日本語教室	ぎおんこうみんかん 祇園公民館 あさみなみくにしはら (安佐南区西原1-13-26)	きんようび 金曜日 10:30~12:30	むりょう 無料	ぎおんこうみんかん 祇園公民館 TEL 082-874-5181 Email: gion-k@cf.city.hiroshima.jp
20 やすひがしこうみんかん 安東公民館 にほんごきょうしつ 日本語教室	やすひがしこうみんかん 安東公民館 あさみなみくやすひがし (安佐南区安東2-16-42)	きんようび 金曜日 18:00~19:30	むりょう 無料	やすひがしこうみんかん 安東公民館 TEL 082-878-7683 Email: yasuhibashi-k@cf.city.hiroshima.jp
21 さとう きょうしつ 佐東にほんご教室	さとうこうみんかん 佐東公民館 あさみなみくみどりい (安佐南区緑井6-29-25)	すいようび 水曜日 10:00~11:30	むりょう 無料	さとうこうみんかん 佐東公民館 TEL 082-877-5200 Email: sato-k@cf.city.hiroshima.jp
22 ぬまたにほんごきょうしつ 沼田日本語教室 ボランティアグループ	ぬまたこうみんかん 沼田公民館 あさみなみくともひがし (安佐南区伴東7-64-8)	どようび 土曜日 13:00~16:00	むりょう 無料	ぬまたこうみんかん 沼田公民館 TEL 082-848-0242 Email: numata-k@cf.city.hiroshima.jp

あさきたく
(6) 安佐北区

きょうしつ 教室の名前	べんきょう 勉強するところ	ようび 曜日・時間	りょうきん 料金	れんらくさき 連絡先など
23 まがめにほんごきょうしつ 真亀日本語教室	まがめこうみんかん 真亀公民館 あさきたくまがめ (安佐北区真亀1-3-27)	にちようび 日曜日 10:00~11:30	むりょう 無料	まがめこうみんかん 真亀公民館 TEL 082-842-8223 Email: magame-k@cf.city.hiroshima.jp
24 かめやまこうみんかん 亀山公民館 にほんごきょうしつ 日本語教室アミーゴス	かめやまこうみんかん 亀山公民館 あさきたくかめやまみなみ (安佐北区亀山南3-16-16)	にちようび 日曜日 10:00~12:30	むりょう 無料	かめやまこうみんかん 亀山公民館 TEL 082-815-1830 Email: kameyama-k@cf.city.hiroshima.jp

25	はじめの日本語教室 可部	かべこうみんかん 可部公民館 (安佐北区可部 3-19-22)	すいようび 水曜日 (月2回) 17:00~19:00 どようび 土曜日 (月2回) 10:00~12:00 ※くわしい かいさいび と 開催日は問い合わせてください。	まりょう 無料	かべこうみんかん 可部公民館 TEL 082-814-4031 Email: kabe-k@cf.city.hiroshima.jp
----	-----------------	--	---	------------	---

(7) 安芸区

きょうしつ 教室の名前	べんきょう 勉強するところ	ようび 曜日・時間	りょうきん 料金	れんらくさき 連絡先など
26 にほんごくらぶ	ふなこしこうみんかん 船越公民館 (安芸区船越5-22-23)	どようび 土曜日 10:00~12:00	むりょう 無料	ふなこしこうみんかん 船越公民館 TEL 082-823-4261 Email: funakoshi-k@cf.city.hiroshima.jp

(8) 佐伯区

きょうしつ 教室の名前	べんきょう 勉強するところ	ようび 曜日・時間	りょうきん 料金	れんらくさき 連絡先など
27 にほんご としまつ日本語サロン	としまつこうみんかん 利松公民館 (佐伯区利松1-18-15)	にちようび 日曜日 14:00~16:00	むりょう 無料	としまつこうみんかん 利松公民館 TEL 082-928-8687 Email: toshimatu-k@cf.city.hiroshima.jp

3. そのほか日本語を勉強できるところ

(1) 外国人就労・定着支援研修 しごとのための日本語

日本で仕事を探している外国人の人で、「永住者」「日本人配偶者等」「永住者配偶者等」「定住者」などの在留資格を持っている人が参加することができます。

問い合わせ : JICE中国支所 TEL 082-568-7030

URL: <https://www.jice.org/tabunka/>



(2) ひろしま国際センター ワンペア日本語学習

日本語を教えるボランティアの人と、1対1（ペア）で日本語を勉強することができます。

問い合わせ : 公益財団法人ひろしま国際センター TEL 082-541-3777

URL: <https://hiroshima-ic.or.jp/guide/onepair/>



4. 日本語を勉強できるウェブサイトなど

(1) つながるひろがる にほんごでのくらし

<https://tsunagarujp.mext.go.jp/>

文部科学省の日本語学習サイトです。

英語、中国語（簡体字）、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語などで見ることができます。



(2) いろどり 生活の日本語

<https://www.irodori.jpf.go.jp>

独立行政法人国際交流基金の日本語学習サイトです。

韓国語、中国語、モンゴル語、インドネシア語、クメール語、タイ語、フィリピン語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語、ウクライナ語、ロシア語、ウズベク語、フランス語の教材があります。



(3) みなと JF にほんごe ラーニング

<https://minato-jf.jp/Home/Index>

独立行政法人国際交流基金の日本語学習サイトです。

英語、スペイン語、中国語（簡体字）、インドネシア語、タイ語、ベトナム語で見ることができます。



(4) NHK ワールド JAPAN Learn Japanese

<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/en/learnjapanese/>

NHK（日本放送協会）の日本語学習サイトです。

英語、スペイン語、中国語（簡体字）、インドネシア語、タイ語、ベトナム語、フランス語などで見ることができます。



(5) NHK やさしいことばニュース News Web Easy

<https://www3.nhk.or.jp/news/easy/>

日本に住んでいる外国人などに、やさしい日本語でニュースを伝えるサイトです。



つぎのウェブサイトから、日本語学校を探すことができます。日本語学校のくわしいことについては、直接学校に問い合わせてください。

(1) 一般財団法人日本語教育振興協会

<https://www.nisshinkyo.org/search/>

会員校である日本語教育機関の案内を掲載しているサイトです。



(2) 日本語教育機関認定法ポータル

<https://www.nihongokyouiku.mext.go.jp/top/guide-japanese-language-institution>



6 防災情報

日本では、6月から10月までが大雨や台風のシーズンで、雨や風により川の水があふれたり、土砂くずれ、高潮などの被害を受けることがあります。また、日本は世界の中でも地震が多く起きる国です。日ごろから十分に備えておいてください。

(1) 大雨・台風に備えて

大雨や台風に備えて、次のようなことに注意しておいてください。

① 危険な区域と避難場所の位置をハザードマップや広島市防災ポータル

(<https://www.bousai.city.hiroshima.lg.jp/>) などで事前に確認しておく。

安全なところにいる人は避難する必要はありません。

避難情報を入手できるよう「避難所へGo!」(P40)をダウンロードしておいてください。

② ラジオ・テレビなどで気象情報をよく聞く。

③ 避難に備えて食べ物、水、薬、大切なものの(お金や銀行の通帳・カード、パスポートなど)

などの非常時の持ち出し品を準備する。感染症予防のために、マスク、除菌シート、体温計などを加える。また、電気やガスなどがストップした場合に備えて、食べ物や水は最低でも3

日分、できれば1週間分、そのほか生活に必要なものを自宅に備えておく。

④ 停電に備えて懐中電灯やラジオを準備する。

⑤ 植木鉢や物干し竿など風で飛ばされると危険なものは、室内に入れるか、固定する。

⑥ 地域が行う防災訓練に積極的に参加する。

(2) 避難情報(警戒レベル)について

大雨や洪水で災害が発生する可能性や、避難する(逃げる)タイミングを5つのレベルで表します。警戒レベル4で、危険な区域に住んでいる人や、危険を感じている人は「全員避難」です。

※広島市が公表している土砂災害や洪水ハザードマップなどで、自宅の状況等を確認してください。

警戒レベル	あなたの行動など	避難情報など
1	気象情報に注意し、心構えをしてください。	早期注意情報
2	避難場所、逃げる道を確認してください。	洪水注意報、大雨注意報
3	「高齢者などは避難」避難に時間がかかる人は、避難を始めてください。	高齢者等避難
4	「全員避難」危険な区域に住んでいる人や、危険を感じたら、すぐに避難場所へ行ってください。行くのが危険なときは、近くの安全な場所へ	避難指示
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~~		
5	災害発生・命が危険な状況 災害が発生して、安全に避難することが難しい状況です。 少しでも安全なところへ移動するなど、命を守る行動を取ってください。	緊急安全確保



ひろしまし  
広島市  
ぼうさい  
防災ポータル



がいこくごばん  
外国語版  
ハザードマップ

### (3) 地震に備えて

地震は、いつ発生するかわかりません。日ごろから次のようなことに注意しておいてください。

- ① 家具類は倒れないように固定しておく。
- ② コンロなどのまわりには燃えやすい物を置かないようにする。
- ③ 避難先や連絡手段（災害用伝言ダイヤル171など）について家族などと話し合っておく。
- ④ 避難に備えて食べ物、水、薬、大切なものの（お金や銀行の通帳・カード、パスポートなど）などの非常時の持ち出し品を準備する。感染症防止のために、マスク、除菌シート、体温計などを加える。また、電気やガスなどがストップした場合に備えて、食べ物や水は最低でも3日分、できれば1週間分、そのほか生活に必要なものを自宅に備えておく。
- ⑤ 建物が建っている周囲の状況を調べておく。
- ⑥ 避難場所、逃げる道を確認しておく。
- ⑦ 地域が行う防災訓練に積極的に参加する。



### (4) 地震が発生した場合

次のことに気を付けて、落ち着いて行動してください。

- ① テーブルなどの下に身を伏せる。
- ② 地震の揺れが落ちついたら火を消す。
- ③ ドアを開けて出口を確保する。
- ④ 火が出たらすばやく消す。
- ⑤ 室内のガラスの破片に気を付ける。
- ⑥ あわてて外に飛び出さない。
- ⑦ 門や壁には近寄らない。
- ⑧ 隣近所で、互いに声を掛け合う。
- ⑨ 協力し合って応急救護をする。
- ⑩ テレビやラジオで正しい情報を知る。

#### メモ 災害の時に役立つアプリ

##### 避難所へGo！



災害が発生する前に避難するのに役立つ無料アプリです。避難指示などの緊急情報や、今いる場所がどれだけ危険かがわかります。また、近くの避難場所へのルートを確認できます。英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語、日本語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語の8言語対応です。



ダウンロードはこちらから

##### Safety tips



日本国内の緊急地震速報、津波警報、噴火速報、気象警報、台風情報、熱中症情報、国民保護情報、避難情報などを通知する無料アプリです。災害時に役立つ様々な機能があります。英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語、日本語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語などの15言語対応です。

## (5) 避難場所

区役所、警察、消防、地域などから避難に関するお知らせがあったとき、また、家が壊れたり、火事の危険があったりするときは、状況に応じて安全な場所に避難してください。

### ① 指定緊急避難場所

切迫した災害の危険から緊急的に逃れるための施設、または場所で、災害種別に応じて指定しています。災害種別は、土砂災害、洪水、高潮、地震、津波、大規模な火事です。

### ② 指定避難所

自宅の倒壊・焼失などにより生活の場を失った被災者の臨時的な宿泊・滞在の施設です。区役所 (P46) や消防署 (P51) などへ問い合わせるなどして、事前にこれらの避難場所を確認しておくことが大切です。また、事前に、それぞれの避難場所へのルートなどを下見して、危険なところをチェックしておいてください。

公的な避難場所や防災情報などは、

防災情報サイト (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/>) や

広島県防災WEB (<https://www.bousai.pref.hiroshima.lg.jp/data>) で確認できます。



防災情報サイト

す。

避難先は、公的な避難場所だけではありません。

日ごろから親戚や知り合いの家など、安全な避難先について相談しておいてく

ださい。

広島県防災WEB



## (6) 避難するときの注意

- ① 避難する前に、もう一度火が消えていることを確かめる（ガスは元栓を閉め、電気はブレーカーを切る。）。
- ② 避難先や安否情報などの連絡メモを忘れずに。
- ③ 服装は動きやすいもので、頭を守る物も忘れずに。
- ④ 非常時の持ち出し品はリュックサックなどで背負って避難する。
- ⑤ 避難場所への移動が危険な場合は、頑丈な建物の高いところへ避難する。
- ⑥ 避難するときは、狭い道、塀ぎわ、川べりなどを避ける。



## (7) 緊急・救急カードの配布

外国人市民が、自然災害や事件・事故などに遭遇し、日本語に不慣れなため、自分のことが上手く説明できないなどの時に役立てていただくために、「外国人市民のための緊急・救急カード」を作成しています。この冊子のP65に印刷していますので、活用してください。広島市ホームページからもダウンロードすることができます。

## 7 役に立つ相談・案内窓口

### 7-1 相談窓口

日本語がよくわからない人のために、**外国語**のできるスタッフがいる**相談窓口**があります。くわしいことは、下の表を見てください。

※「いつ・ことば」に対応可能言語が書いていない相談窓口は日本語のみで対応します。

相談できること	窓口の名前・電話番号ほか	いつ・ことば
日常生活全般	<b>広島市・安芸郡外国人相談窓口</b> 場所：中区中島町1-5 TEL 082-241-5010 FAX 082-242-7452 Email : soudan@pcf.city.hiroshima.jp	月曜日～金曜日 9:00～16:00 (祝日、8月6日、12月29日～1月3日を除く。) スペイン語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語、英語、フィリピノ語が話せる 相談員が対応します。※フィリピノ語の相談員は金曜日と、第1と第3水曜日にいます。※その他の言語は、翻訳タブレットで対応します。 ◆毎月第2金曜日は、出入国在留管理局の職員に相談ができます。 13:30～16:00 (予約がいります。)
	<b>【安芸区役所での相談】</b> 場所：安芸区船越南三丁目4-36 <b>【基町管理事務所での相談】</b> 場所：中区基町19-5 (基町団地内)	ポルトガル語 (第2水曜日) スペイン語 (第3木曜日) 10:15～12:30、13:30～16:00 中国語 (第2火曜日) 10:15～12:30、13:30～16:00
在留資格 社会保険 労働条件 法律 人権 暮らし	<b>公益財団法人ひろしま国際センター</b> <b>外国人相談窓口</b> 場所：中区中町8-18 広島クリスタルプラザ6F 相談専用電話フリーダイヤル TEL 0120-783-806 ※オンライン (Zoom) でも相談できます。	<b>&lt;一般 (暮らし) 相談&gt;</b> 月曜日～金曜日 10:00～12:00、13:00～19:00 土曜日 9:30～12:00、13:00～18:00 <b>&lt;専門相談&gt;</b> 木曜日、土曜日 10:00～12:00、13:00～16:00 ※オンライン (Zoom) でも相談できます。 なお、12:00～13:00は前日までの予約で対応できます。 (祝日、12月28日～1月4日を除く。) 英語、中国語、ベトナム語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、インドネシア語、タイ語、スペイン語、ネパール語、ロシア語、ウクライナ語 (通訳者または電話通訳)

相談できること	窓口の名前・電話番号ほか	いつ・ことば
ビザ 在留資格 永住 日本国籍取得 国際結婚など	しゅつにゅうごくさいりゅうかんりちょう <b>出入国在留管理庁</b> かいこくじんさいりゅうそうごう <b>外国人在留総合インフォメーションセンター</b> TEL 0570-013904 (IP、海外) 03-5796-7112  ほうじん ひろしま <b>NPO法人ビザサポートセンター広島</b> ばしょ なかくかみはっちょうばり 場所: 中区上八丁堀8-26 はっちょうばり メープル八丁堀803 TEL 082-223-5581	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 8:30～17:15 えいご かんこくご ちゅうごくご ご 英語、韓国語、中国語、スペイン語、 ご ポルトガル語、ベトナム語ほか  げつようび かようび すいようび きんようび 月曜日、火曜日、水曜日、金曜日 10:00～17:00 かんせんよやくせい 完全予約制
人権	ほうむしょうがいこくごじんせんそくだん <b>法務省外国語人権相談ダイヤル</b> TEL 0570-090911	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 9:00～17:00 しゅくじつ がつ にち がつみっか のぞ (祝日、12月29日～1月3日は除く。) えいご ちゅうごくご かんこくご ご 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、 ご ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペ イン語、インドネシア語、タイ語
労働条件	ひろしまがいこくじんろうどうしゃろうどうじょうけんそくだん <b>広島外国人労働者労働条件相談</b> ひろしまろうどうきょくかんとくかない コーナー (広島労働局監督課内) ばしょ なかくかみはっちょうばり 場所: 中区上八丁堀6-30 ひろしまごうどうちゅうしゃだい ごうかん かい (広島合同庁舎第2号館5階) TEL 082-221-9242  ひろしまちゅうおうがいこくじんろうどうしゃろうどうじょうけんそくだん <b>広島中央外国人労働者労働条件相談</b> ひろしまちゅうおうろうどうきじゅんかんとくしょ コーナー (広島中央労働基準監督署内) ばしょ なかくかみはっちょうばり 場所: 中区上八丁堀6-30 ひろしまごうどうちゅうしゃだい ごうかん かい (広島合同庁舎第2号館1階) TEL 082-221-2460	9:00～12:00、13:00～16:30 しゅくじつ がつ にち がつみっか のぞ (祝日、12月29日～1月3日は除く。) ※通訳: ポルトガル語、スペイン語 げつようび かようび もくようび きんようび (月曜日、火曜日、木曜日、金曜日)、 ちゅうごくご きんようび 中国語 (金曜日)
雇用	ひろしまがいこくじんこよう <b>広島外国人雇用サービスコーナー</b> ばしょ なかくかみはっちょうばり 場所: 中区上八丁堀8-2 ひろしまない (ハローワーク広島内) TEL 082-511-1181  ひろしまひがし <b>ハローワーク広島東</b> ばしょ ひがしくひかり おか 場所: 東区光が丘13-7 TEL 082-264-8609	8:30～12:00、13:00～17:15 しゅくじつ がつ にち がつみっか のぞ (祝日、12月29日～1月3日を除く。) ご もくようび スペイン語、ポルトガル語 (木曜日) ちゅうごくご かようび すいようび もくようび 中国語 (火曜日、水曜日、木曜日、 きんようび 金曜日) えいご かようび すいようび きんようび 英語 (火曜日、水曜日、金曜日) つうやく ご ※通訳: スペイン語、ポルトガル語、 ちゅうごくご えいご 中国語、英語とも 10:00～12:00、13:00～ 16:00  8:30～12:00、13:00～17:15 しゅくじつ がつ にち がつみっか のぞ (祝日、12月29日～1月3日を除く。) ご げつようび すいようび もくようび スペイン語 (月曜日、水曜日、木曜日) ご げつようび きんようび ポルトガル語 (月曜日～金曜日) えいご げつようび すいようび もくようび 英語 (月曜日、水曜日、木曜日) つうやく ご ※通訳: スペイン語、ポルトガル語、英語 とも 9:00～12:00、13:00～17:00

そだん 相談できること	まどぐち　なまえ　でんわばんごう 窓口の名前・電話番号ほか	いつ・ことば
し やくしょ 市役所への いけん　せいかつ 意見、生活や こうつう　じ　こ 交通事故につい ての法律相談 ほりつそだん	<b>ひろしまししみんそだん 広島市市民相談センター</b> ばしょ　なかくこくたいじまちいっちょめ 場所：中区国泰寺町一丁目6-34 (市役所本庁舎1階) TEL 082-504-2120	げつようび　きんようび 月曜日～金曜日 8:30～17:00 (祝日、8月6日、12月29日～1月3日を のぞ 除く。)
やくしょ　てづき 役所への手続き ぜんぱん 全般	そだん　しょぎょうせいそだん <b>総務省行政相談センター きくみみ</b> ばしょ　なかくかみはっちょうぱり 場所：中区上八丁堀6-30 (合同庁舎第4号館13階) TEL 0570-090110 (全国共通) ひろしま TEL 082-222-1100 (広島) Email: kikumimi.japan@soumu.go.jp (英語のみ)	げつようび　きんようび 月曜日～金曜日 8:30～17:15 (祝日、12月29日～1月3日を除く。) <b>※相談は、翻訳機を使用</b> えいご　そだん　うけつ 英語の相談はメールで受け付け
はいぐうしゃ 配偶者・パート ナーからの ぼうりょく 暴力 (DV)	ひろしましはいぐうしゃばうりょくそだんしえん <b>広島市配偶者暴力相談支援センター</b> TEL 082-504-2412	げつようび　きんようび 月曜日～金曜日 10:00～17:00 (祝日、8月6日、12月29日～1月3日を のぞ 除く。) ◆ 女性相談員が対応
	きゅうじつ　でんわそだん <b>休日DV電話相談</b> TEL 082-252-5578	どようび　にちようび　しゅくじつ　がつむい　か 土曜日、日曜日、祝日、8月6日 10:00～17:00 (12月29日～1月3日を除 く。)
ぼうりょくひがい 暴力被害	ひろしましばうりょくひがいそだん <b>広島市暴力被害相談センター</b> ばしょ　なかくこくたいじまちいっちょめ 場所：中区国泰寺町一丁目6-34 (市役所本庁舎12階) TEL 082-504-2710 FAX 082-504-2712	げつようび　きんようび 月曜日～金曜日 8:30～17:00 (祝日、8月6日、12月29日～1月3日を のぞ 除く。) ◆ 生活安全専門員が対応
はんざいひがいとう 犯罪被害者等 支援	ひろしま　し　はんざい　ひ　がいしゃとうそごうそだんまどぐち <b>広島市犯罪被害者等総合相談窓口</b> ばしょ　なかくこくたいじまちいっちょめ 場所：中区国泰寺町一丁目6-34 (市役所本庁舎12階) TEL 082-504-2722	げつようび　きんようび 月曜日～金曜日 8:30～17:15 (祝日、8月6日、12月29日～1月3日を のぞ 除く。)
いりょうぜんばん 医療全般	いりょうあんぜんそだんまどぐち <b>医療安全相談窓口</b> ひろしま　いりょうあんぜんしえん <b>(広島市医療安全支援センター)</b> ばしょ　なかくこくたいじまちいっちょめ 場所：中区国泰寺町一丁目6-34 (市役所本庁舎13階) TEL 082-504-2051 FAX 082-504-2258	げつようび　きんようび 月曜日～金曜日 9:00～15:00 (祝日、8月6日、12月29日～1月3日を のぞ 除く。)

相談できること	窓口の名前・電話番号ほか	いつ・ことば
救急	救急相談センター広島広域都市圏・ 備後圏域 TEL #7119 又は 082-246-2000	24時間受付
救急 (こども)	こどもの救急電話相談 TEL #8000 又は 082-555-8870	月曜日～金曜日 19:00～翌朝8:00 土曜日、日曜日、祝日、年末年始 (12月 29日～1月 3日) 17:00～翌朝8:00
消費者トラブル (商品やサービス の契約でのトラブル) 借金問題	広島市消費生活センター 場所: 中区基町6-27 TEL 082-225-3300 消費者ホットライン 188 FAX 082-221-6282	10:00～18:00 (火曜日、日曜日、祝日・休日、12月29 日～1月 3日を除く。) ◆ 消費生活相談員が対応 ※音声翻訳アプリ (13言語) で対応
こころの健康	広島市精神保健福祉センター 場所: 中区富士見町11-27 TEL 082-245-7731	月曜日～金曜日 8:30～17:00 (祝日、8月 6日、12月29日～1月 3日を 除く。)
妊娠・出産 子育て 健康など	各区役所厚生部 担当課などは P27 を見てください	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (祝日、8月 6日、12月29日～1月 3日を 除く。)
不登校、 ひきこもり、 子育て、 学習・進路 など	青少年総合相談センター 〔青少年相談〕 TEL 082-242-2117	月曜日～土曜日 9:00～17:00 (祝日、8月 6日、12月29日～1月 3日を 除く。)
子どものいじめ 子どものSOS	青少年総合相談センター 〔いじめ 110番〕 TEL 082-242-2110	24時間受付



し きかん  
7-2 市の機関

しやくしょ くやくしょ しゅっちょしょ  
市役所・区役所、出張所 くやくしょ でんわ ばあい はなし き たんとうか  
区役所に電話をかけた場合は、話をして担当課につなぎます。

めい 名 称	しょ 所 在 地	TEL	FAX
ひろしましやくしょ 広島市役所	なかくこくたいじまちいっちょうめ 中区国泰寺町一丁目6-34	082-245-2111	
なかくやくしょ 中区役所	なかくこくたいじまちいっちょうめ 中区国泰寺町一丁目4-21	082-245-2111	082-541-3835
ひがしくやくしょ 東区役所	ひがしくひがしかにやちょう 東区東蟹屋町9-38	082-245-2111	082-262-6986
ぬくしなしゅっちょしょ 温品出張所	ひがしくぬくしなごちょうめ 東区温品五丁目1-18	082-289-2000	
みなみくやくしょ 南区役所	みなみくみなみまちいっちょうめ 南区皆実町一丁目5-44	082-245-2111	082-252-7179
にのしましゅっちょしょ 似島出張所	みなみくにのしまちょうあざやじた 南区似島町字家下752-74	082-259-2511	
にしくやくしょ 西区役所	にしくふくしまちょうにちょうめ 西区福島町二丁目2-1	082-245-2111	082-232-9783
あさみなみくやくしょ 安佐南区役所	あさみなみくふるいちいっちょうめ 安佐南区古市一丁目33-14	082-245-2111	082-877-2299
さとうしゅっちょしょ 佐東出張所	あさみなみくみどりいろくちょうめ 安佐南区緑井六丁目29-28	082-877-1311	
ぎおんしゅっちょしょ 祇園出張所	あさみなみくぎおんにちょうめ 安佐南区祇園二丁目48-7	082-874-3311	
ぬまたしゅっちょしょ 沼田出張所	あさみなみくともひがしなちょうめ 安佐南区伴東七丁目64-8 ぬまたごうどうちょうしゃかい 沼田合同庁舎2階	082-848-1111	
あさきたくやくしょ 安佐北区役所	あさきたくかべよんちょうめ 安佐北区可部四丁目13-13	082-245-2111	082-815-3906
しらきしゅっちょしょ 白木出張所	あさきたくしらきちょうおおあざきやま 安佐北区白木町大字秋山2391-4	082-828-1211	
こうようしゅっちょしょ 高陽出張所	あさきたくふかわごちょうめ 安佐北区深川五丁目13-7	082-842-1121	
あさしゅっちょしょ 安佐出張所	あさきたくあさちょうおおあざいむろ 安佐北区安佐町大字飯室3052-1	082-835-1111	
あきくやくしょ 安芸区役所	あきくふなこしみなみさんちょうめ 安芸区船越南三丁目4-36	082-245-2111	082-822-8069
なかのしゅっちょしょ 中野出張所	あきくなかのさんちょうめ 安芸区中野三丁目20-9	082-893-2121	
あとしゅっちょしょ 阿戸出張所	あきくあとちょう 安芸区阿戸町6257-2	082-856-0211	
やのしゅっちょしょ 矢野出張所	あきくやのひがしごちょうめ 安芸区矢野東五丁目7-18	082-888-1112	
さえきくやくしょ 佐伯区役所	さえきくかいろうえんにちょうめ 佐伯区海老園二丁目5-28	082-245-2111	082-923-5098
ゆきしゅっちょしょ 湯来出張所	さえきくゆきちょうおおあざわだ 佐伯区湯来町大字和田166	0829-83-0111	0829-83-1129

くやくしょかくか  
区役所各課

しえいじゅうたくかん そうだん  
● 市営住宅に関する相談  
けんちくか  
建築課

く 区	TEL	く 区	TEL
なかく 中区	082-504-2578	あさみなみく 安佐南区	082-831-4954
ひがしく 東区	082-568-7744	あさきたく 安佐北区	082-819-3937
みなみく 南区	082-250-8959	あきく 安芸区	082-821-4928
にしく 西区	082-532-0949	さえきく 佐伯区	082-943-9744

● 健康・福祉に関する相談

ちいさな かおも たんとうぎょうむ せいじん けんこうそうだん にんしん しゅっさん いくじ そうだん  
**地域支えあい課** (主な担当業務: 成人の健康相談／妊娠、出産、育児／子ども相談)

区	TEL	区	TEL
なかく 中区	082-504-2109	あさみなみく 安佐南区	082-831-4944
ひがしく 東区	082-568-7731	あさきたく 安佐北区	082-819-0616
みなみく 南区	082-250-4133	あきく 安芸区	082-821-1707
にしく 西区	082-294-6384	さえきく 佐伯区	082-943-9575

ふくしか おも たんとうぎょうむ こうれいしゃいりょう ふくし かいご ほいくえん いりょうひ じどうてあて  
**福祉課** (主な担当業務: 高齢者医療、福祉／介護／保育園／子ども医療費／児童手当)

区	たんとう 担当	TEL	たんとう 担当	TEL
なかく 中区	じどう 児童	082-504-2569	こうれい 高齢	082-504-2570
	しょうがい 障害	082-504-2588	かいご 介護	082-504-2478
ひがしく 東区	じどう 児童	082-568-7733	こうれい 高齢	082-568-7730
	しょうがい 障害	082-568-7734	かいご 介護	082-568-7732
みなみく 南区	じどう 児童	082-250-4131	こうれい 高齢	082-250-4107
	しょうがい 障害	082-250-4132	かいご 介護	082-250-4138
にしく 西区	じどう 児童	082-294-6342	こうれい 高齢	082-294-6218
	しょうがい 障害	082-294-6346	かいご 介護	082-294-6585
あさみなみく 安佐南区	じどう 児童	082-831-4945	こうれい 高齢	082-831-4941
	しょうがい 障害	082-831-4946	かいご 介護	082-831-4943
あさきたく 安佐北区	じどう 児童	082-819-0605	こうれい 高齢	082-819-0585
	しょうがい 障害	082-819-0608	かいご 介護	082-819-0621
あきく 安芸区	じどう 児童	082-821-2813	こうれい 高齢	082-821-2808
	しょうがい 障害	082-821-2816	かいご 介護	082-821-2823
さえきく 佐伯区	じどう 児童	082-943-9732	こうれい 高齢	082-943-9729
	しょうがい 障害	082-943-9769	かいご 介護	082-943-9730

ほけんねんきんか  
保険年金課 (主な担当業務: 国民健康保険/国民年金/高額医療費)

く 区	TEL		Email
	ほけんたんとう 保険担当 こくみんけんこうほけん (国民健康保険に関する事務など)	ねんきんたんとう 年金担当 こくみんねんきん (国民年金に関する事務など)	
なかく 中区	082-504-2555	082-504-2556	na-hoken@city.hiroshima.lg.jp
ひがしく 東区	082-568-7711	082-568-7712	hi-hoken@city.hiroshima.lg.jp
みなみく 南区	082-250-8941	082-250-8944	mi-hoken@city.hiroshima.lg.jp
にしく 西区	082-532-0933	082-532-0935	ni-hoken@city.hiroshima.lg.jp
あさみなみく 安佐南区	082-831-4929	082-831-4931	am-hoken@city.hiroshima.lg.jp
あさきたく 安佐北区	082-819-3909	082-819-3910	as-hoken@city.hiroshima.lg.jp
あきく 安芸区	082-821-4910	082-821-4910	ak-hoken@city.hiroshima.lg.jp
さえきく 佐伯区	082-943-9712	082-943-9713	sa-hoken@city.hiroshima.lg.jp

せいかつ か  
生活課 (主な担当業務: 生活保護)

く 区	たんとう 担当	TEL	たんとう 担当	TEL
なかく 中区	だいいちはごかかり 第一保護係	082-504-2571	だいごはごかかり 第五保護係	082-504-2331
	だいにはごかかり 第二保護係	082-504-2688	だいろくはごかかり 第六保護係	082-504-2334
	だいさんはごかかり 第三保護係	082-504-2572	だいななはごかかり 第七保護係	082-504-2443
	だいよんはごかかり 第四保護係	082-504-2689	だいはちはごかかり 第八保護係	082-504-2333
ひがしく 東区	だいいちはごかかり 第一保護係	082-568-7726	だいさんはごかかり 第三保護係	082-568-7728
	だいにはごかかり 第二保護係	082-568-7727		
みなみく 南区	だいいちはごかかり 第一保護係	082-250-4104	だいさんはごかかり 第三保護係	082-250-4141
	だいにはごかかり 第二保護係	082-250-4105	だいよんはごかかり 第四保護係	082-250-4155
にしく 西区	だいいちはごかかり 第一保護係	082-294-6117	だいよんはごかかり 第四保護係	082-294-6069
	だいにはごかかり 第二保護係	082-294-6119	だいごはごかかり 第五保護係	082-294-6135
	だいさんはごかかり 第三保護係	082-294-6583		
あさみなみく 安佐南区	だいいちはごかかり 第一保護係	082-831-4940	だいさんはごかかり 第三保護係	082-831-4973
	だいにはごかかり 第二保護係	082-831-5010		
あさきたく 安佐北区	だいいちはごかかり 第一保護係	082-819-0576	だいさんはごかかり 第三保護係	082-819-0614
	だいにはごかかり 第二保護係	082-819-0620		
あきく 安芸区	だいいちはごかかり 第一保護係	082-821-2806	だいにはごかかり 第二保護係	082-821-2806
さえきく 佐伯区	だいいちはごかかり 第一保護係	082-943-9726	だいにはごかかり 第二保護係	082-943-9764

しそいじむしょ しみんぜいかり とちかかり かおくかかり ぜいむしつ  
**市税事務所 (市民税係・土地係・家屋係)・税務室**

じmuしょめい 事務所名	かかり 係	TEL	ぜいむしつめい 税務室名	TEL
ちゅうおうしそいじむしょ 中央市税事務所 なかくやくしょない (中区役所内)	しみんぜいかり 市民税係	082-504-2564 (中区担当) 082-504-2751 (南区担当)	みなみしつ 南税務室 みなみくやくしょない (南区役所内)	082-250-8946
	とちかかり 土地係	082-504-2565 (中区・南区担当)		
	かおくかかり 家屋係	082-504-2566 (中区・南区担当)		
とうぶしそいじむしょ 東部市税事務所 ひがしくやくしょない (東区役所内)	しみんぜいかり 市民税係	082-568-7719 (東区・安芸区担当)	あきぜいむしつ 安芸税務室 あきくやくしょない (安芸区役所内)	082-821-4913
	とちかかり 土地係	082-568-7720 (東区・安芸区担当)		
	かおくかかり 家屋係	082-568-7721 (東区・安芸区担当)		
せいぶしそいじむしょ 西部市税事務所 にしくやくしょない (西区役所内)	しみんぜいかり 市民税係	082-532-0942 (西区担当) 082-532-1012 (佐伯区担当)	さえぎぜいむしつ 佐伯税務室 さえきくやくしょない (佐伯区役所内)	082-943-9716
	とちかかり 土地係	082-532-0943 (西区担当) 082-532-1014 (佐伯区担当)		
	かおくかかり 家屋係	082-532-0944 (西区担当) 082-532-1015 (佐伯区担当)		
ほくぶしそいじむしょ 北部市税事務所 あさみなみくやくしょない (安佐南区役所内)	しみんぜいかり 市民税係	082-831-4935 (安佐南区担当) 082-831-5016 (安佐北区担当)	あさきたぜいむしつ 安佐北税務室 あさきたくやくしょない (安佐北区役所内)	082-819-3913
	とちかかり 土地係	082-831-4937 あさみなみくぎおんぬまたたんとう (安佐南区(祇園・沼田)担当) 082-831-4938 あさきたくしらきこうようかべたんとう (安佐北区(白木・高陽・可部)担当) 082-831-5019 あさみなみくさとうやすふるいちたんとう (安佐南区(佐東・安古市)担当) あさきたくあさたんとう (安佐北区(安佐)担当)		
	かおくかかり 家屋係	082-831-4936 あさみなみくやすふるいちぎおんぬまたたんとう (安佐南区(安古市・祇園・沼田)担当) 082-831-5023 あさみなみくさとうあさきたくたんとう (安佐南区(佐東)・安佐北区担当)		

しゅうのうたいいさくぶ じゅうみんぜい のうふ かん そだん  
**収納対策部（住民税などの納付に関する相談）**

く 区など	たんどう 担当	TEL	Email	FAX	
なかく 中区	ちょうしゅうだいいちか 徵 収 第一課	082-504-0131	tyoshu1@city.hiroshima.lg.jp	082-249-3901	
		082-504-0132			
ひがしく 東区	ちょうしゅうだいさんか 徵 収 第三課	082-504-0321	tyoshu3@city.hiroshima.lg.jp		
みなみく 南区	ちょうしゅうだいいちか 徵 収 第一課	082-504-0133	tyoshu1@city.hiroshima.lg.jp		
にしく 西区	ちょうしゅうだいにか 徵 収 第二課	082-504-0211	tyoshu2@city.hiroshima.lg.jp		
		082-504-0212			
あさみなみく 安佐南区	ちょうしゅうだいよんか 徵 収 第四課	082-504-0411	tyoshu4@city.hiroshima.lg.jp	082-249-3901	
		082-504-0412			
あさきたく 安佐北区	ちょうしゅうだいよんか 徵 収 第四課	082-504-0413			
あきく 安芸区	ちょうしゅうだいさんか 徵 収 第三課	082-504-0322	tyoshu3@city.hiroshima.lg.jp		
さえきく 佐伯区	ちょうしゅうだいにか 徵 収 第二課	082-504-0213	tyoshu2@city.hiroshima.lg.jp		
しがい 市外	ちょうしゅうだいさんか 徵 収 第三課	082-504-0323	tyoshu3@city.hiroshima.lg.jp		
ぜんいき 全域 (こうがくいのうぶん (高額滞納分))	とくべつたいのうせいりか 特別滞納整理課	082-504-2128	tokutai@city.hiroshima.lg.jp		

すいどうきょくえいぎょうしょ  
**水道局営業所**

く 区	えいぎょうしょめい 営業所名	しょざいち 所在地	TEL	FAX
なかく 中区	ちゅうおうえいぎょうしょ 中央営業所	なかくもとまち 中区基町9-32	082-221-5522	082-511-6925
ひがしく 東区				
みなみく 南区				
にしく 西区				
あさみなみく 安佐南区	あさみなみいぎょうしょ 安佐南営業所	あさみなみくふるいちいちょうめ 安佐南区古市一丁目33-14	082-831-4565	082-877-0679
あさきたく 安佐北区	あさきたえいぎょうしょ 安佐北営業所	あさきたくかべよんちょうめ 安佐北区可部四丁目13-13	082-819-3958	082-814-8859
あきく 安芸区	あきえいぎょうしょ 安芸営業所	あきくふなこしみなみさんちょうめ 安芸区船越南三丁目4-36	082-821-4949	082-823-6624
さえきく 佐伯区	さえきえいぎょうしょ 佐伯営業所	さえきくかいろうえんにちょうめ 佐伯区海老園二丁目11-41	082-923-4121	082-922-6985

かんきょうじぎょうしょ  
**環境事業所**

じぎょうしょめい 事業所名	しょざいち 所在地	TEL
なかかんきょうじぎょうしょ 中環境事業所	なかくみなみよじまいっちょうめ 中区南吉島一丁目5-1	082-241-0779
みなみかんきょうじぎょうしょ 南環境事業所	なかくみなみよじまいっちょうめ 中区南吉島一丁目5-1	082-286-9790
にしかんきょうじぎょうしょ 西環境事業所	にしかくしょこう ななちょうめ 西区商工センター七丁目7-1	082-277-6404
あさみなみかんきょうじぎょうしょ 安佐南環境事業所	あさみなみくともきたよんちょうめ 安佐南区伴北四丁目4013-1	082-848-3320
あさきたかんきょうじぎょうしょ 安佐北環境事業所	あさきたくかべちょうおおあざなかしま 安佐北区可部町大字中島1471-8	082-814-7884
あきくかんきょうじぎょうしょ 安芸環境事業所	あきくやのしんまちにちょうめ 安芸区矢野新町二丁目3-18	082-884-0322
さえきかんきょうじぎょうしょ 佐伯環境事業所	さえきくかいろうえんにっちょうめ 佐伯区海老園一丁目4-48	082-922-9211

しょうぼうきょく しょうぼうしょ  
消防局・消防署

めい 名 称	しょ 所 在 地	TEL	FAX
ひろしましょくひろしま 広島市消防局	なかくおおてまちごちょうめ 中区大手町五丁目20-12	082-246-8211	082-247-1645
ひろしまなかしょくひろしま 広島市中消防署	なかくおおてまちごちょうめ 中区大手町五丁目20-12	082-541-2700	082-542-7720
ひろしましひがしじょくひろしま 広島市東消防署	ひがしくひかりまちにちょうめ 東区光町二丁目12-6	082-263-8401	082-263-7489
ひろしましみなみじょくひろしま 広島市南消防署	みなみくまとばちょうにちょうめ 南区的場町二丁目5-14	082-261-5181	082-261-5191
ひろしましにじじょくひろしま 広島市西消防署	にしくみやこまち 西区都町43-10	082-232-0381	082-232-3293
ひろしましあさみなみじょくひろしま 広島市安佐南消防署	あさみなみくみどりいいちょうめ 安佐南区緑井一丁目10-3	082-877-4101	082-877-9462
ひろしましあさきたじょくひろしま 広島市安佐北消防署	あさきたくかべみなみよんちょうめ 安佐北区可部南四丁目26-13	082-814-4795	082-814-9931
ひろしましあきじょくひろしま 広島市安芸消防署	あきぐんかいたちゅうほりかわまち 安芸郡海田町堀川町3-12	082-822-4349	082-822-9119
ひろしましさえきじょくひろしま 広島市佐伯消防署	さえきくいつかいちゅうおうななちょうめ 佐伯区五日市中央七丁目25-18	082-921-2235	082-921-5336

7-3 がいこくこうかん こくさいきかん  
外国公館、国際機関など

めい 名 称	しょ 所 在 地	TEL
ちゅうひろしまいかんみんこくそうりょうじかん 駐広島大韓民国総領事館	みなみくみどり 南区翠5-9-17	082-505-2100
ざいひろしま おうこくめいよりょうじかん 在広島デンマーク王国名譽領事館	なかくほんどおり 中区本通7-1 アンデルセン・グループ内	082-247-9225
ざいひろしま めいよりょうじかん 在広島フランス名譽領事館	なかくなまち 中区中町6-30 広テレプラザ内	082-569-5450
ざいひろしま きょうわこくめいよりょうじかん 在広島オーストリア共和国名譽領事館	なかくはくしまきたまち 中区白島北町19-2 かぶしきがいしゃひろしま 株式会社広島ホームテレビ内	082-221-4964
ざいひろしま きょうわこくめいよそうりょうじかん 在広島ポーランド共和国名譽総領事館	なかくこまち 中区小町4-33 ちゅうごくでんりょくかぶしきがいしゃない 中国電力株式会社内	070-3780-3227
ざいひろしま めいよりょうじかん 在広島カナダ名譽領事館	あさみなみくぎおん 安佐南区祇園5-37-1 広島経済大学内	082-875-7530
ざいひろしま きょうわこくめいよりょうじかん 在広島ウズベキスタン共和国名譽領事館	なかくたてまち 中区立町1-26泰平ビル2階	082-258-6200
ざいひろしま こくめいよりょうじかん 在広島モンゴル国名譽領事館	ひがしくやがしんまち 東区矢賀新町5-7-4 株式会社ロジコム ほんしゃじむしょない ホールディングス本社事務所内	082-282-3434
ざいひろしま れんぼうきょうわこくめいよりょうじかん 在広島ブラジル連邦共和国名譽領事館	みなみくおおず 南区大洲1-5-24 たなかでんき こうぎょうかぶしきがいしゃほんしょない 田中電機工業株式会社本社内	082-567-5597
ざいひろしま がっしゅうこくめいよりょうじかん 在広島メキシコ合衆国名譽領事館	あきぐんふちゅうちょうしんち 安芸郡府中町新地3-1 かぶしきがいしゃない マツダ株式会社内	082-565-2834

在広島マルタ共和国名誉領事館 ざいひろしま きょうわこくめいよりょうじかん	呉市音戸町波多見1-34-45 かぶしきがいしゃ ない 株式会社オンド内 くれしおんどちょう は たみ 呉市音戸町波多見1-34-45	0823-51-2211
在福山リトニア共和国名誉総領事館 ざいふくやま きょうわこくめいよそうりょうじかん	福山市東深津 町 4-20-1 ふくやましひがしふかつちょう 福山通運株式会社内 ふくやまつううんかぶしきがいしやない 福山通運株式会社内	084-924-2000
国連訓練調査研究所 (UNITAR) ひろしまじむしょ こくれん ひろしま 広島事務所 (国連ユニタール広島 じむしょ 事務所)	中区中島町3-25 なかくなじまちょう ニッセイ平和公園ビル 8F へいわこうえん	082-236-3808
タイ国政府通商代表事務所広島 こくせいふつうしおうだいひょうじむしょ ひろしま	中区千田町3-7-47 なかくせんだまち 広島県情報プラザ 5F ひろしまけんじょうほう	082-249-9911

じかん うけつけじかん  
※時間は受付時間

区分	診療科目	月～金曜日	土曜日	日曜日	祝日
<b>かかりつけ医</b>					ざいたくとうばんい かくしんりょうかもく <b>在宅当番医(各診療科目)</b>
かかりつけ医は、日ごろから健康相談をしたり、病気になったときに診てもらう、身近な診療所(医院やクリニックなど)の医師のことです。休日や夜間でも診てもらえる場合がありますので、かかりつけ医をもつことをおすすめします。					とうじつ しんぶん し 当日の新聞、市ホームページ けいさい ジに掲載 9:00～17:30
ひろしまし みんびょういん <b>広島市民病院</b> なかく もとまち 中区基町7-33 TEL 082-221-2291 FAX 082-223-5514	ないか 内科など	17:00～ よく 翌8:30	8:30～ よく 翌8:30	8:30～ よく 翌8:30	8:30～ よく 翌8:30
ふないりし みんびょういん <b>舟入市民病院</b> なかく ふないりさいわいちょう 中区舟入幸町14-11 TEL 082-232-6195 FAX 082-232-6156	しょうにか 小児科	17:00～ よく 翌8:30	8:30～ よく 翌8:30	8:30～ よく 翌8:30	8:30～ よく 翌8:30
ほくぶいりょう <b>北部医療センター安佐市民病院</b> がつむいか がつ にち がつみっか きゅうしん 【8月6日、12月29日～1月3日は休診】 あさきたく かめやまみなみいっちょうめ 安佐北区亀山南一丁目2-1 TEL 082-815-5211 FAX 082-814-1791	しょうにか 小児科			18:00～ 22:00	きゅうしん 休診
ひろしましいしかいんえい <b>広島市医師会運営・安芸市民病院</b> がつむいか がつ にち がつみっか きゅうしん 【8月6日、12月29日～1月3日は休診】 あさきたく かめやまみなみいっちょうめ 安芸区畠賀二丁目14-1 TEL 082-827-0121 FAX 082-827-0561	ないか また 内科又は げか 外科		8:30～ 15:30 18:00～ 23:00	18:00～ 23:00	18:00～ 23:00
ひろしましいしかいせんだまちやかんきゅうびょう <b>広島市医師会千田町夜間急病センター</b> がつ にち がつみっか きゅうしん 【12月31日～1月3日は休診】 なかくせんだまちさんちょうめ 中区千田町三丁目8-6 TEL 082-504-9990 FAX 082-504-9991	ないか 内科 さいいじょう (15歳以上が たいしょう 対象)、 がんか 眼科、整形 げか 外科・外科 (けが)	19:30～ 22:30	19:30～ 22:30	19:30～ 22:30	19:30～ 22:30
あさいしかい かへやかんきゅうびょう <b>安佐医師会可部夜間急病センター</b> がつ にち がつみっか きゅうしん 【12月31日～1月3日は休診】 あさきたく かべみなみにちょうめ 安佐北区可部南二丁目1-38 きゅうあさしみんびょういんきたかん (旧安佐市民病院北館) TEL 082-814-9910 FAX 082-814-9909	ないか 内科 さいいじょう (15歳以上 が対象)	19:30～ 22:30	19:30～ 22:30	きゅうしん 休診	きゅうしん 休診
ひろしまこうくうほけん <b>広島口腔保健センター</b> ひがしくふたば さとさんちょうめ 東区二葉の里三丁目2-4 TEL 082-262-2672 FAX 082-262-2556	しか 歯科	きゅうしん 休診	きゅうしん 休診	9:00～ 15:00	9:00～ 15:00

## 7-5 その他

### 市ホームページアドレス及び外国語ページなど

#### 1 広島市ホームページ

広島市ホームページには、日本語と英語のページがあります。  
また、民間の機械翻訳による自動翻訳サービスを使って、日本語ページを中国語、ハングル、  
ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語など131言語に翻訳することができます。  
なお、翻訳前の日本語ページを正確に翻訳できない場合があることを、十分理解した上で使つ  
てください。

また、日本語に慣れていない人を対象に、簡単で分かりやすい「やさしいにほんご」のページ  
があります。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/language/yasashii/index.html>



#### 2 公益財団法人広島平和文化センター 外国人市民のみなさんへ

外国人市民のための生活情報、災害についての情報、日本語教室や国際交流  
イベントの情報などをやさしい日本語、英語、スペイン語、中国語、ハングル、フ  
ィリピン語、ベトナム語、ポルトガル語で掲載しています。

<https://h-ircd.jp/guide.html>



#### 3 医療情報ネット（ナビイ）

休日、夜間当番医などを英語で案内しています。  
外国語で対応可能な病院・診療所も検索できます。

<https://www.iryou.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>



#### 4 スタートひろしま！

外国人市民が広島で生活するために役立つ動画（13場面）を見ることが  
できます。

〔音声〕 日本語  
〔字幕〕 英語（English）、中国語（中文）、ハングル（한글）、  
ベトナム語（Tiếng Việt）

<https://www.youtube.com/channel/UCZuk9nZf0COsZyJxHg2YBLA>



5

## 出入国在留管理庁 外国人生活支援ポータルサイト

日本で生活するために必要な様々な情報が載っています。日本語のほか、機械翻訳による自動翻訳機能を使って、日本語ページを英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、インドネシア語、スペイン語、タイ語、モンゴル語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、クメール語などの多言語に翻訳することができます。

また、出入国在留管理庁が監修する「生活・就労ガイドブック」には、日本で暮らす外国人の方が、安心・安全に暮らすための情報が入っています。日本語のほか、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール語、フィリピン語、モンゴル語、トルコ語、ウクライナ語、ロシア語、フランス語で掲載しています。

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/>



6

## ひろしま公式観光サイト 「Dive! Hiroshima」

広島周辺地域の観光情報を、日本語のほか、英語、ハングル、中国語（繁体字・簡体字）、フランス語、ドイツ語、タイ語で掲載しています。

<https://dive-hiroshima.com/>



## 8 生活の中で見る主な標識など

標識など	意味	標識など	意味
ぼう 防 さい 災 かん 関 けい 係	 <p>していきんきゅうひなんばしょ <b>指定緊急避難場所：</b> せっぽく さいがい きけん 切迫した災害の危険か きんきゅうてき のが ら緊急的に逃れるため しせつ の施設、または場所で、 さいがいしゅべつ おう してい 災害種別に応じて指定 しています。</p>	 <p>ひょういん <b>病院</b></p>	
			コインロッカー
	 <p>していひなんじょ <b>指定避難所：</b> じたく とうかい しょうしつ 自宅の倒壊・焼失など せいかつ ぱうしな により生活の場を失つ ひさいしゃ りんじてき た被災者の臨時的な しゅくはく たいさい しせつ 宿泊・滞在の施設で す。</p>	 <p>てあら <b>お手洗い（トイレ）</b> ひだり じょせいよう (左) 女性用 みぎ だんせいよう (右) 男性用</p>	
			しんしょうしゃよう てあら <b>身障者用お手洗い（トイレ）</b>
ひ 非 常 じ 時 かん 関 けい 係	 <p>ひじょうぐち <b>非常口：</b> きんきゅう とき 緊急の時に、ここから に逃げます。</p>	 <p>バスのりば</p>	
	 <p>やじるし 矢印 (←) の方向に、 ひじょうぐち ほうこう 非常口があります。</p>	 <p>タクシーのりば</p>	
ご み かん 関 けい 係	 <p>ペットボトル： リサイクルできる ペットボトル</p>	 <p>らくせき <b>落石のおそれあり：</b> いし お 石が落ちてくるかもしれません。</p>	
	 <p>リサイクルプラ： リサイクルできる プラスチック</p>	 <p>どうろこうじちゅう <b>道路工事中：</b> みち こうじ しゅうり 道を工事・修理して います。</p>	

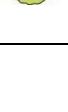
	ひょうしき 標識など	いみ 意味	ひょうしき 標識など	いみ 意味
どう 道 ろ 路 かん 関 けい 係		つうこうど 通行止め： とお 通ってはいけません。		ほこうしゃつうこうど 歩行者通行止め： あるひととお (歩く人は)通っては いけません。
		しゃりょうつうこうど 車両通行止め： くるまとお (車は)通っては いけません。		ほこうしゃおうだんきんし 歩行者横断禁止： あるひとみちわた (歩く人は)道を渡っ てはいけません。
		しんにゅうきんし じてんしゃのぞ 進入禁止 (自転車を除 く)： くるま 車はダメですが、 じてんしゃはい 自転車は入ってもいいで す。		げんどうきつきじてんしゃうせつ 原動機付自転車の右折 ほうほうこまわ 方法 (小回り)： 50ccのバイクは、車と おなうせつ 同じように右折しなけれ ばいけません。
		じてんしゃつうこうど 自転車通行止め： じてんしゃはい (自転車は)入ってはいけ ません。		げんどうきつきじてんしゃうせつ 原動機付自転車の右折 ほうほうにだんかい 方法 (二段階)： みち 50ccのバイクは、道の ひだりはし 左端をまっすぐ行って みぎわた から右に渡ります。
		じょこう 徐行： すす ゆっくり進みます。		じどうしゃせんよう 自動車専用： くるまみち 車だけの道です。
		いちじじいし 一時停止： いちどと 一度止まらなければ いけません。		じてんしゃせんよう 自転車専用： じてんしゃみち 自転車だけの道です。
		てんかいきんし 転回禁止： ユーターンしてはいけ ません。		じてんしゃおよほこうしゃせんよう 自転車及び歩行者専用： じてんしゃあるひと 自転車と歩く人だけ みち の道です。
		ちゅうしやきんし 駐車禁止： くるまと 車を止めてはいけませ ん。数字は止めてはいけ ない時間です。「8-20」 じ は8時から20時までで す。		ほこうしゃせんよう 歩行者専用： あるひとみち 歩く人だけの道です。

## かてい ただ だ かた 9 家庭ごみの正しい出し方

ひろしまかんきょうよく  
広島市環境局

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/gomi-kankyo/1021277/1003072/1026095/1026096/1003182.html>



ごみの種類	収集日	だせる物	だせるもの例	ごみの出し方
かねん 可燃ごみ	じゅうしゅうび 朝8時30分までに出してください。	だいところ 台所 ごみ 再生できない 紙くず 木くず・ せん定木くず その他	        	<p>● ごみを段ボール箱で出さないでください。 (段ボール) は「資源ごみ」です。)</p> <p>● 棚子箱やダイレクトメールなど名刺大以上の紙は 「資源ごみ」で出してください。</p> <p>● 牛乳パックは、できるだけスーパーなどの店頭回収 を利用してください。</p> <p>● 生ごみは、よく水を切って、新聞紙などに包んで出し てください。</p> <p>● 食用油は、布や新聞紙などに染み込ませて出してく ださい。</p> <p>● せん定木くずなどは、長さを50cm以下に切り、束ね て少量ずつ出してください。(ただし直角が生木で 5cm以下、乾燥木で10cm以下のものに限ります。)</p> <p>● 竹串など先がとがったものは、先をつぶして出してく ださい。</p> <p>● 花火やマッチは、必ず水にぬらして出してください。</p>

ごみの種類	収集日	出せる物	出せるもの例	ごみの出し方
<b>ペットボトル</b>		ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料用（ジュース、お茶、コーヒー、水など）</li> <li>醤油類・みりん類用、酢類用、しょうゆ類用、めんつゆ用、ノンオイルドレッシング用（ノンオイルでないドレッシング用のものはリサイクルボトルで出してください。）</li> </ul>  <p>このマークが目印です</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャップとラベルをはずして中を水洗いし、つぶして出してください。（キャップとラベルは「リサイクルボラ」で出してください。）</li> <li>「リサイクルボラ」と必ず袋を分けて出してください。</li> <li>「ペットボトル」を詰めた袋を、さらに大きな袋にまとめて入れて出さないでください。</li> <li>食用油やソース、洗剤などのボトルは、「リサイクルボラ」で出してください。</li> </ul>
<b>リサイクルボラ</b>		リサイクルボラ	 <p>商品の容器や包装に使用されたプラスチック類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ペットボトル」と必ず袋を分けて出してください。</li> <li>「リサイクルボラ」を詰めた袋を、さらに大きな袋にまとめて入れて出さないでください。</li> <li>食品やボトル類・チユーブ類の拭き取るなどして付着物を取り除いて出してください。（中身や汚れが取れない場合は「可燃ごみ」で出してください。）</li> <li>キャップやフタが付いているものは、はずして出してください。</li> <li>食品トレーは、できるだけスーパーなどの店頭回収を利用してください。</li> </ul>

ごみの種類	収集日	だらだらするもの 出せる物	だらだらするもの 出せる物の例	ごみの出し方
<b>その他プラ</b>	つき かい 月2回	透明または半透明のボリ袋に入れてください。	 <b>ビニール製のかばん</b>	 <b>ビニール製のかばん</b> ぬいぐるみ、プラスチック製のおもちゃ     <b>ビデオ（カセット）テープ、ハンガー（プラスCD、DVD及びそれらのケース チック製のもの）クリーニングの袋</b>
<b>容器包装以外の プラスチック類</b>	つき かい 月2回	透明または半透明のボリ袋に入れてください。	 <b>ビニール製のかばん</b>	 <b>ビニール製のかばん</b> ぬいぐるみ、プラスチック製のおもちゃ     <b>ビデオ（カセット）テープ、ハンガー（プラスCD、DVD及びそれらのケース チック製のもの）クリーニングの袋</b>
<b>不燃ごみ</b>	つき かい 月2回	じょうぶなボリ袋（土のう袋等を除く）に入れて出してください。	 <b>カミソリ</b>	 <b>カミソリ</b> ぬいぐるみ、プラスチック製のおもちゃ     <b>ビデオ（カセット）テープ、ハンガー（プラスCD、DVD及びそれらのケース チック製のもの）クリーニングの袋</b>

ごみの種類	収集日	出せる物	出せる物の例
資源ごみ			<p>紙類はひもでしばるなどしてまとめて、その他の「資源ごみ」は、じょうぶな袋（土のう袋等を除く）に入れられるなどして「有害ごみ」の袋と分けて出してください。</p> <p>スプレー缶（は、使い切るか、火の気のない風通しの良い屋外でガスを抜き、中身を空にして、穴を開けずに出してください。）</p>
有害ごみ	月2回	紙類（名刺大以上）、布類、金属類	<p>中身が残っているスプレー缶や塗料缶、薬品の容器は収集できません。製造メーカーに相談してください。</p> <p>包丁や割れたガラスなどは、新聞紙などに包んで「危険」と書いて出してください。</p> <p>ビールびんや一升びんなどのくり返し使用できるびんは、できるだけ販売店に返却してください。</p> <p>缶、びんはフタやキャップをはずし、内容物を取り除いて洗って出してください。</p> <p>広島市では、ごみの減量化や持ち去り防止などのため、「集団回収」をお願いしています。実施しているかは、町内会などへ問い合わせてください。</p> <p>まだ着用できる服は、人に譲るなどして、できるだけ再利用してください。</p>
乾電池	月2回	ガラス類	<p>空缶、一斗缶、鍋、フライパン、油缶、スプレー缶（使い切るか、火の気のない風通しの良い屋外で中身を空にする。）など</p>
有害ごみ	月2回	蛍光管、体温計	<p>「資源ごみ」の袋と分け、ポリ袋（土のう袋等を除く）に「有害」と書いて出してください。</p> <p>水銀を使用していない体温計は、「不燃ごみ」で出してください。</p> <p>LED電球やLED蛍光管は、「不燃ごみ」で出してください。</p> <p>に「有害」で出してください。</p> <p>「有害」は大き目に力加わらず、「有害ごみ」で出してください。</p> <p>蛍光管などが割れることによる水銀の飛散・流出を防止するため、箱に入れるか新聞紙などに丁寧に包んでから袋に入れて、割れないよう端子を糊（はづか）してから袋類はシヨート（短絡）による発熱・発火を防止するため、端子部分をテープで覆ってください。</p>

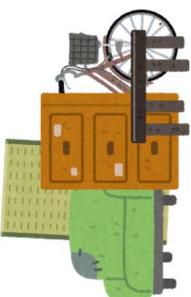
ごみの種類	収集日	出せる物	出せる物の例
おおがたごみ (有料)	月2回 (予約制)	家具 対象機器 寝具	<p>● 家電リサイクル法対象機器は、市の納付券と郵便局・ゆうちょ銀行窓口でリサイクル料金を振り込み、「家電リサイクル券」を入手する必要があります。</p>  <p>家電リサイクル法対象機器 (エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)</p>
大型ごみ	しううしゅううび (30cm以上)	家電製品	<p>● 予約方法：電話、インターネット、ウェブチャット インターネット、ウェブチャットから予約すればキャッシュレス決済もできます。(キャッシュレス決済でお金を払ったときは、予約のキャンセルなどがあっても、お金を返すことはできません。)</p> <p>● 電話で予約 (オペレーターは日本語のみ)</p> <p>◇ 大型ごみ受付センター</p> <p>TEL 0570-082530 (携帯電話各社の通話料金定額プランの対象外)</p> <p>082-544-5300</p> <p>※ 聴覚障害がある等で上記による予約ができない場合 FAX 0570-082531</p> <p>受付時間 午前9時から午後6時まで 休み 土曜日、日曜日、祝日等、12月29日～1月3日、8月6日</p> <p>予約期限 住んでいる地区的収集日の前日から休みを除いて数えて3日前まで</p> <p>● インターネットで予約 右の二次元コードのWebページから予約できます。</p> <p>予約期限 住んでいる地区的の収集日の前日から休みを除いて数えて5日前まで</p> <p>● おおがたごみ用パソコンとそのディスプレイはすべて、市では収集しません。各製造メーカーまたはパソコン3R推進協会(03-5282-7685)へ回収を依頼してください。大きさによっては、小型家電の回収ボックスも使うことができます。(不燃ごみの回収見てください。)</p>

# 市では収集しないごみ

一時多量ごみ	自己搬入	ひっこし、庭木の刈り込み、模様替え、その他多量に出たごみ
その他	許可業者へ	事業活動（お店、事務所等）に伴うごみ
事業ごみ	販売店	オートバイ（原動機付自転車を含む）、農業用耕運機、自動車、FRP堀船、タイヤ、引火性又は爆発性を有するものの（火薬類、ボンベ類、未使用の消火器、石油類、バッテリー類など）、有毒性のもの（農薬その他の薬品類など）、浄化槽、耐火金庫、ピアノ（電子ピアノを除く。）、パソコン（本体及びディスプレイ）など

## 大型ごみの排出支援（あんしんサポート）事業について

- ひとり暮らしの方が、大型ごみを自分で所定の場所まで持ち出せない場合は、収集員が住宅内からの持ち出しを支援します。
- ※ひとり暮らしではない場合でも、本人及び一緒に暮らす人のうち、次の①～⑤に該当しない人が、ひとりは1人しかいない場合は、この支援の対象になります。
- ① 介護保険の要支援・要介護認定を受けている人
  - ② 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
  - ③ 母子手帳の交付を受けている出産前の人および出産後1年以内の人
  - ④ 65歳以上の人
  - ⑤ 義務教育終了までの



## 大型ごみの自己搬入について

ひろしまない かていで おおがた いか しせつ ちよくせつはんにゅう  
広島市内の家庭から出る大型ごみは、以下の施設に直接搬入することができます。

### 家电リサイクル法対象機器



※家电リサイクル法対象機器は、郵便局・ゆうちょ銀行窓口でリサイクル料金を振り込み、「家电リサイクル券」を入手する必要があります。

#### 搬入先①

TEL 082-297-2411 FAX 082-297-5621  
搬入先② 西濃運輸(株) 広島支店  
TEL 082-297-2411 FAX 082-297-5621  
中区光南6丁目2番15号

### TEL 082-545-9071 FAX 082-545-9368



受付時間  
月曜日～金曜日・土曜日 (不定期)  
午前9時～午後0時、午後1時～午後4時30分  
にようび ひょううび こぜんじ じごじ じよじ じよじ  
やす やす み み  
8月6日

受付時間  
月曜日～金曜日・土曜日 (不定期)  
午前9時～午後0時、午後1時～午後4時30分  
にようび ひょううび こぜんじ じごじ じよじ じよじ  
やす やす み み  
8月6日



## その他



ごみを自分で焼却することは、臭いや煙・ススなどで近隣に迷惑をかける行為で、原則として法律で禁止されています。「煙で恐が開けられない」、「建物や洗濯物が汚れる」、「健康への影響が心配だ」など多数の苦情が市に寄せられています。



ごみを不法投棄することは、周辺の良好な生活環境を妨げるばかりでなく、河川等公共用水域の汚染など、自然環境に対する大きな影響を及ぼす行為で、法律で禁止されています。

## 10 外国人市民のための緊急・救急カード

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/yasashii/11655.html>



About me わたしのこと	
Gender 性別	Male 男 / Female 女
Phone Number 電話番号	( ) -
E-mail( )	
Nationality 国籍	
Company School 会社・学校など	
Emergency Contact 緊急連絡先	
Languages Spoken 話せることば	
Name 名前	
Relationship 続柄 ( )	
Phone number 電話番号 ( )	-
Name 名前	
Relationship 続柄 ( )	
Phone number 電話番号 ( )	-
Name 名前	
Relationship 続柄 ( )	
Phone number 電話番号 ( )	-
Food Restrictions 食べられないもの	
Disabilities 障害の有無	
Present 有 ( )	
None 無	
Blood Type 血液型	
A / B / O / AB Rh + / Rh-	
Chronic Illness 持病	
Allergies アレルギー	
Hospital you regularly visit いつも行く病院	
Medicine you take 飲んでいる薬	

! Words for when you are sick or in trouble

When you are sick:

病気のときのことば

Is there a doctor here?

医者いますか

I have a fever.

熱があります

It hurts.

痛いです

I don't feel well.

気分が悪いです

I feel dizzy.

めまいがします

When you are in trouble:

困ったときのことば

Please help.

助けてください

There's someone hurt here.

人がをした人がいます

There's a fire.

火事です

Please call an ambulance / a fire engine.

救急車・消防車を呼んでください

Where is the evacuation shelter?

避難所はどこですか

このカードは、一時避難入居者登録会の助成金事業に作成されました。

### My Evacuation Shelters

わたしの避難場所

My local evacuation shelter in the event

of landslides, flooding, high tides;

(災害の種類) 土砂・洪水・高潮

### Evacuation Shelters

避難場所の種類

Shelters or sites for disaster victims to

immediately evacuate to in dangerous

disasters. Evacuation shelters or sites

differ according to the type of disaster.

Disasters are categorized as

landslides, floods, high tides,

earthquakes, tsunamis and large-scale

### Getting Evacuation Information

避難情報の収集先

TV, radio, Hiroshima Prefectural

Government Disaster Prevention

site (www.housai.pref.hiroshima.jp),

Hiroshima City Emergency Disaster

Information site

(www.city.hiroshima.lg.jp).

Register for e-mail alerts from

Hiroshima City at:

(entry@k-bousai.city.hiroshima.jp)

From April 2017, the Hiroshima City

Disaster Prevention Information

Sharing System will be available in

6 languages.

My local evacuation shelter: 施設名

My local evacuation shelter in the event of

earthquakes, tsunamis, large-scale fires;

(災害の種類) 地震・津波・大火事



指定緊急避難場所

切迫した災害から緊急的に避難

するための施設 又は場所で、災害種別に

応じて指定しています。

災害の種類は、土砂・洪水・高潮・

地震・津波・大規模な火事があります。



These facilities provide temporary

lodging and shelter for persons who

have lost their homes.

じたくの倒壊・壊滅などにより生活の場を

失った被災者の臨時的な宿泊、滞在の

施設です。

* In the event of flooding, high tides, or tsunamis, seek shelter on higher ground immediately.

* 洪水・高潮・津波などが発生した場合は、近くの高台などへ逃げましょう。

### Evacuation Information

避難情報の種類

Advisory for Senior Citizens (etc)

危険な区域に住んでいる人や、危険を感じたら、すぐに

避難場所に行きましょう。

「行のが危険なときは、近の安全な場所にいましょう。

Evacuation Advisory 避難指示

・Do what you think is best to protect yourself

and the safety of everyone around you.

テレビ(NHK dボタンなど)、ラジオ、

広島県防災Web (www.housai.pref.hiroshima.jp) /、広島市緊急災害情報

サイト (www.city.hiroshima.lg.jp) /、

ひきこもりの防災情報共用システム(6言語表記を実施) (H29年4月運用開始)

・命を守る一番良い思い立った行動をしましょう。

⚠️⚠️⚠️

Take IMMEDIATE action for your safety 緊急安全確保

・Do what you think is best to protect yourself

and the safety of everyone around you.

⚠️⚠️⚠️

⚠️⚠️⚠️

⚠️⚠️⚠️

⚠️⚠️⚠️

⚠️⚠️⚠️

⚠️⚠️⚠️

⚠️⚠️⚠️

⚠️⚠️⚠️

⚠️⚠️⚠️

⚠️⚠️⚠️

⚠️⚠️⚠️

⚠️⚠️⚠️

「外国人市民のための生活ガイドブック」に書いてある内容は、  
令和7年(2025年)4月時点の情報です。  
内容が変わることがあります。注意してください。  
内容や手続などで分からぬことがあるときは、それぞれ担当  
する部署へ問い合わせてください。

## 外国人市民のための生活ガイドブック

編集・発行 広島市市民局国際化推進課

TEL 082-247-0127

FAX 082-504-2986

Email [kokusai@city.hiroshima.lg.jp](mailto:kokusai@city.hiroshima.lg.jp)

発行年月 令和7年(2025年)10月

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/language/yasashii/1033464/index.html>



ひろしまし あきぐんがいこくじんそうだんまどぐち

# 広島市・安芸郡外国人相談窓口

ひろしまし あきぐん ふちゅうちょう かいたちょう くまのちょう さかちょう す がいこくじん  
広島市と安芸郡（府中町、海田町、熊野町、坂町）に住んでいる外国人のみなさん

にほんご せいかつ こま  
日本語がわからなくて、生活のことで困っていませんか？

むりょう そうだん まも  
無料で相談することができます。ひみつは守ります。

**TEL: 082-241-5010 FAX: 082-242-7452**

Email: soudan@pcf.city.hiroshima.jp

Website: <https://h-ircd.jp/guide.html>

◆ 祝日（日本の休みの日）、8月6日、12月29日から1月3日は休みです

Website

Facebook



相談できるところ	相談できることば	相談できる日	相談できるじかん
がいこくじんそうだんまどぐち <b>外国人相談窓口</b> ひろしまこくさいかいじょうかい (広島国際会議場3階) ひろしましなかくなかじまちょう 広島市中区中島町1-5 へいわきねんこうえん 平和記念公園のなかにあります	スペイン語 ちゅうごくご 中国語 ベトナム語 ポルトガル語 えいご 英語 フィリピノ語	月曜日～金曜日 げつようび きんようび	9:00～16:00
あきくやくしょかい <b>安芸区役所2階</b> ひろしまし あきく ふなこしみなみ 広島市安芸区船越南3-4-36	ポルトガル語 スペイン語	第2水曜日 だい すいようび 第3木曜日 だい もくようび	10:15～12:30
もとまちかんりじむしょ もとまちだんちない <b>基町管理事務所（基町団地内）</b> ひろしましなかくもとまち 広島市中区基町19-5	ちゅうごくご 中国語	第2火曜日 だい かようび	13:30～16:00

## 在留資格のことをききたいとき

しゅうにゅうこくざいりゅうかんりきょくひとそうだん  
出入国在留管理局の人に相談することができます（予約をしてください）

いつ：毎月第2金曜日 13:30～16:00 ところ：外国人相談窓口（広島国際会議場3階）

ひろしまし せいかつ ひと  
**広島市で生活をはじめた人へ**

そうだんいん ひろしまし せいかつ  
相談員が広島市でのあたらしい生活のことを  
せつめい よやく  
説明します（予約をしてください）

ほんやく たいおう  
**翻訳タブレットで対応します**

ほかのことばでも翻訳タブレットを  
たいおう  
つかって対応します  
そうだんまどぐち じょうほう  
※相談窓口の情報はP42も見てください。

**Ventanilla de Consultas para Extranjeros de la Ciudad de Hiroshima y Distrito de Aki** (Vea la pág. 42)

广島市・安芸郡 外国人咨询窗口 (参见 P42)

Quầy Tư Vấn Cho Cư Dân Người Ngoài Tại Thành Phố Hiroshima và Quận Aki (Xem trang 42)

Sala de Consultas para Estrangeiros da Cidade de Hiroshima e Região de Aki (Veja a Página 42)

Hiroshima City & Aki County International Resident Consultation Service (See Page 42)

Hiroshima City & Aki County Konsultasyon Serbisyo Para sa Mga Dayuhan (Makikita sa Pahina 42)

히로시마시・아키군 외국인 상담 창구 (P42 참조)